

第2次長岡市人権教育・啓発推進計画

令和4年3月策定

長 岡 市

ごあいさつ

「人権」とは、性別・年齢・社会的身分等にかかわらず、すべての人が等しく有するものであり、誰もが生存と自由を確保し、幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

人権尊重の理念の普及と国民の理解を深めることを目的とした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が2000(平成12)年に施行され、地方公共団体においても、地域の実情を踏まえた人権施策を実施することが求められました。

長岡市では、2012(平成24)年3月に人権施策の基本的な方向性を明らかにするため「長岡市人権教育・啓発推進計画」を策定し、これに基づき、市民が安心して気軽に相談できる各種窓口の設置や研修会の実施など、あらゆる場を通して人権施策を推進し、人権教育と啓発に努めてまいりました。

第1次計画の計画期間の10年が経過し、この間、世界的な人権意識はかつてないほど高まり、日本でも男女平等への取り組みが急速に進むなど、さまざまな場面で人権を守り、尊重しようとする動きが見られます。その一方で、インターネット上の誹謗中傷、新型コロナウイルス感染症に起因した偏見や差別などの人権侵害の問題も広がっています。

このたび、このような社会情勢の変化や人権問題に関する市民意識の変化を踏まえ、人権に関する市民意識調査を基に必要な見直しを行い、「第2次長岡市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。本計画では、女性や子ども、障害のある人などへの差別の解消やさまざまな人権問題の解決に引き続き取り組むほか、新たに「性的指向及び性自認等により困難を抱えている人」に対する人権施策を盛り込みました。

今後も、本計画に基づき、人権教育と人権啓発をより一層総合的・効果的に推進してまいりますので、市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり御尽力をいただきました、人権懇談会の委員の皆様をはじめ、市民の皆様、関係団体並びに関係機関の皆様に深く感謝し、心から御礼を申し上げます。

令和4年3月

長岡市長 磯田 達伸

目 次

第1章 計画の概要

1	基本的な考え方	1
2	基本理念	2
3	策定の背景	3
4	これまでの長岡市の取り組み	4
5	計画の体系	6

第2章 市民意識調査結果等からみる現状と課題

1	市民意識調査の結果	7
2	課題	21

第3章 あらゆる場を通じた人権施策の推進

1	学校教育における人権教育の推進	23
2	社会教育における人権教育の推進	24
3	市民に向けての人権教育の推進	25
4	市職員に向けての人権教育の推進	26
5	事業者等に向けての人権啓発	27
6	相談体制の充実	28

第4章 分野別人権施策の推進

1	女性	30
2	子ども	31
3	高齢者	34
4	障害のある人	36
5	同和問題	38
6	外国人市民	40
7	感染症患者等	41
8	インターネット上での人権侵害	42
9	北朝鮮当局による拉致問題等	43
10	新潟水俣病被害者	44
11	ホームレス	45
12	性的指向及び性自認等により困難を抱えている人	46
13	その他の人権問題	47

第5章 人権施策推進に向けて

1	庁内推進体制の整備	49
2	関係機関との連携・協働	49

<用語解説>	50
--------	----

<資料>	54
------	----

第1章 計画の概要

1 基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

人権は、すべての人々が生まれながらにして持っている人間の尊厳に基づいたかけがえのない固有の権利であり、個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない普遍的な権利であることから、日本国憲法において「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」として保障されています。

長岡市では、すべての人の人権が尊重され、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、2016（平成28）年3月に策定した「長岡市総合計画」において「男女共同参画の推進と人権の尊重」を施策の柱と位置づけました。この間、市民一人ひとりが自分の人権だけでなく、他の人の人権についても正しく理解できるよう、人権を尊重する教育と意識啓発に取り組むとともに、人権問題の解消に向けたさまざまな施策を行政の各分野で推進してきましたが、依然として女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題などへの差別や偏見が存在しています。

また、少子高齢化、国際化、情報化の進展や社会経済情勢の大きな変化などに伴い、児童や高齢者への虐待、配偶者等への暴力、外国人に対する偏見などの人権問題が生じており、インターネット上での人権侵害も深刻化しています。これらの課題への対応も求められています。

このため、これまでの施策の成果を検証し、人権に関する市民意識調査などの結果を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に明記されている人権教育及び啓発に関する施策の策定とその実施についての地方公共団体の責務に基づき、本市の人権施策の新たな指針として2012（平成24）年に「長岡市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

本計画は計画期間の10年が経過しました。この間の社会情勢の変化や市民の意識の変化に対応するため、10年間の成果を検証して必要な見直しを行い、差別と偏見のない人権が尊重される社会の実現に向け、引き続き人権教育及び啓発を推進するため、「第2次長岡市人権教育・啓発推進計画」を策定するものです。

(2) 計画の性格

- ア 本市における人権教育と人権啓発の施策を総合的に進めるための指針であり、各種の個別計画や施策の基本となる計画です。
- イ 市民との協働及び国、県、関係市町村、関係機関、関係団体との連携・協力によって実現していく計画です。
- ウ 今後の社会情勢などを考慮し、必要に応じて見直し、実効性のある計画とします。

(3) 計画の期間

2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間とします。

計画の期間を、前期5年間と後期5年間に分け、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までを「前期計画」、2027（令和9）年度から2031（令和13）年度までを「後期計画」とします。

(4) 計画の位置づけ

ア 「長岡市総合計画」の部門計画であり、「人権の尊重」を施策の柱の一つとして位置づけています。

イ 「第3次ながおか男女共同参画基本計画」や「第2期長岡市子育て・育ち“あい”プラン」などの部門計画との整合性を図りながら推進します。

ウ 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、新潟県の「人権教育・啓発推進基本指針」及び「人権教育基本方針」を踏まえ、本市の特性を考慮し策定しています。

(5) 計画の進捗管理と見直し

計画で示した施策を実現するための具体的事業を円滑に進め、実効性を確保する「実施計画」を策定し、学識経験者やNPO※1、人権関係団体等で構成する「長岡市人権懇談会」において定期的に点検・評価を行い、取組状況を把握することで適切な進捗管理を行っていきます。

また、国内外及び本市の人権を取り巻く状況などの変化に適切に対応するため、必要に応じて見直します。

2 基本理念

人権は、性別・年齢・社会的身分等にかかわらずすべての人が等しく有するものであり、日本国憲法において「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」とされています。

本市は、人権が尊重される社会の形成を目指し、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第3条の規定を基本理念として取り組むこととします。

◆ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 ◆

第3条（基本理念）

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

3 策定の背景

(1) 国際的動向

20世紀、世界は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験した後、世界平和と人権尊重のために1945(昭和20)年に国際連合(国連)を設立しました。そして1948(昭和23)年、国連総会において、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択されました。この第1条では、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」、第2条では、「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。」とうたわれています。

以来、「世界人権宣言」の理念を実効あるものとするため、「国際人権規約」をはじめ、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約[※]」、「人種差別撤廃条約」など多くの人権条約が採択されるとともに、人権に関する各種宣言や国際年を定めるなど、人権が尊重される社会の実現に取り組んできました。

このような状況を経て、1994(平成6)年の国連総会では、1995(平成7)年からの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議されるとともに、人権教育の普及など具体的に取り組む「行動計画」が採択されました。

その後、「人権教育のための国連10年」の最終年を迎えた2004(平成16)年には、国連総会において「人権教育のための世界計画」が決議され、21世紀を人権の世紀とするための取り組みについて、より一層の努力を各国政府に対して要請しました。

(2) 国・県の動向

わが国では、「日本国憲法」の下、人権が尊重される社会を形成するため、「教育基本法」や「障害者基本法」など、あらゆる分野において法律の整備や各種施策を実施するとともに、国際社会の一員として、国際人権規約などの人権に関する条約を批准し、人権擁護の取り組みを進めてきました。

1997(平成9)年には「人権教育のための国連10年」の国連決議を受け、「国内行動計画」を策定し、関係府省での取り組みを開始しました。

また、わが国固有の人権問題である同和問題への取り組みは、1965(昭和40)年に具体的な解決の方向性を示した同和对策審議会の答申を受け、その解決に向けて、「同和对策事業特別措置法」などの特別措置法が施行され、各種施策が実施されてきました。

1996(平成8)年、「地域改善対策特別措置法」を受けて設置された地域改善対策協議会の意見具申を受けて、国は今後の具体的な方策を検討するため、1997(平成9)年に「人権擁護施策推進法」を施行し、2000(平成12)年には「人権教育及び人権啓発の推

進に関する法律」を施行しました。同法では、人権教育・啓発の推進についての国及び地方公共団体の責務並びに国民の責務、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが明記されています。さらに、2002（平成14）年には同法に基づいた「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

課題別の人権施策については、それぞれ整備が進められており、近年では、2016（平成28）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という。）」という人権に関する3つの法律が施行されています。

新潟県では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、2004（平成16）年に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、2010（平成22）年には学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進と充実を図る「新潟県人権教育基本方針」を策定しました。2020（令和2）年及び2021（令和3）年に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」は改定されています。

4 これまでの長岡市の取り組み

本市では、1984（昭和59）年の高校生による差別事件^{※3}などを契機に、教職員や市職員の人権・同和問題研修会などの取り組みを積極的に始めました。1995（平成7）年には「長岡市同和教育基本方針」を策定し、学校教育及び社会教育における人権教育、同和教育の推進と市民を対象とした人権・同和問題研修会の開催など、あらゆる機会をとらえて人権教育、同和教育及び人権啓発に努めてきました。

特に学校教育においては、いじめ防止と解消のための集会などを小・中学校が連携して行ってきました。また、各学校の実践発表などを行う研修会を通じて教職員の認識と理解を深め、人権教育、同和教育の推進に努めてきました。

一方、1986（昭和61）年には女性問題の解決に向けた取り組みの担当組織として婦人少年課婦人係を設置しました。1987（昭和62）年に「第1回ながおか女性のつどい」を開催し、1990（平成2）年には「ながおか女性プラン」を策定しました。

その後、2001（平成13）年に「ながおか男女共同参画基本計画」を策定するとともに、計画を推進する拠点として「男女平等推進センター ウィルながおか」を設置しました。

そして、2007（平成19）年に策定した「長岡市総合計画」において、構想実現のための共通の視点の中で「人権の尊重・啓発活動の推進」と「男女共同参画の推進」を掲げ、国や県、関係機関や関係団体と連携し、これまでの人権に関する研修会に加えて指導者の養成なども行い、一人ひとりが自分の人権だけでなく、他の人の人権についても正しく理解し、人権が尊重されるよう、人権教育と人権啓発の充実に取り組んできました。

2011（平成23）年には「長岡市総合計画後期基本計画」の策定と同時に、「長岡市男女

共同参画社会基本条例」を施行しました。

また、子ども、高齢者、障害のある人など、さまざまな人権問題についても、すべての子どもたちの幸せや健やかな成長などをめざす「長岡市子育て・育ち“あい”プラン」、高齢者が安心して暮らせるまちづくりをめざす「長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、生涯健やかで、いきいきと暮らせるまちの実現をめざす「長岡市障害者基本計画・障害福祉計画」などを策定し、各分野において人権に配慮した施策を推進するとともに、児童や高齢者の虐待、配偶者等への暴力など人権に関するさまざまな相談に応じる相談窓口を設置して、人権問題の解決に向けた支援を行ってきました。

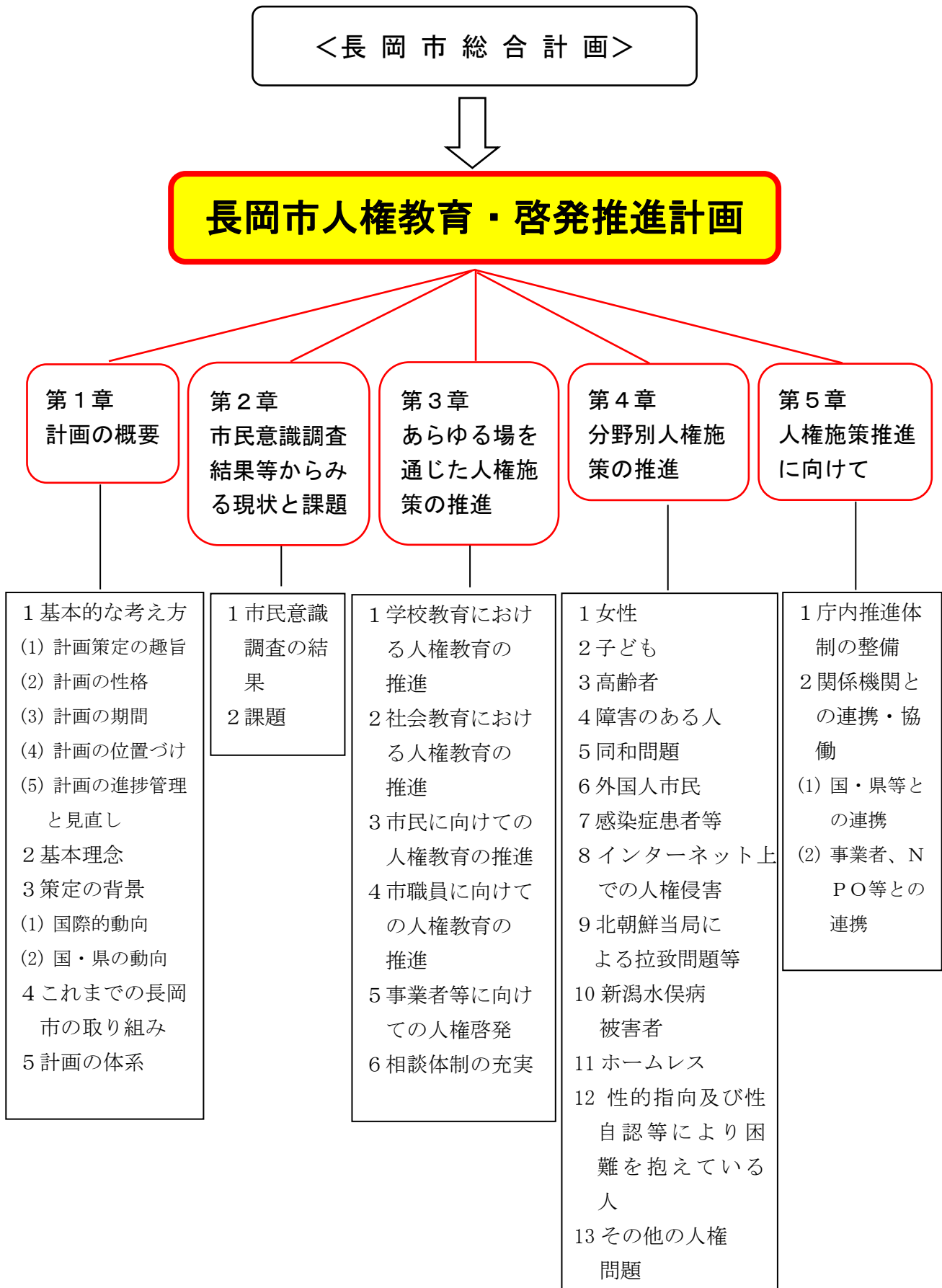
そして、2012（平成24）年に本計画を策定し、人権教育及び啓発に取り組んできました。

さらに、長岡市同和教育研究協議会（当時）※⁴の設立や事前登録型本人通知制度※⁵の導入などの取り組みも進めてきました。

今後も引き続き、この「長岡市人権教育・啓発推進計画」に基づき、人権が尊重される社会の実現をめざして施策を推進していきます。

（※の付いた用語については、50 ページからの用語解説を参照）

5 計画の体系



第2章 市民意識調査結果等からみる現状と課題

1 市民意識調査の結果

本市では、人権が尊重される社会の形成をめざし、人権に関する施策を効果的に実施するための基礎資料として、2009（平成21）年3月に「人権に関する市民意識調査」及び2010（平成22）年8月に「総合計画策定まちづくりアンケート」（以下「前回調査」という。）を実施し、2012（平成24）年に「長岡市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。今回この計画の見直しにあたり、2020（令和3）年にあらためて市民意識調査（以下「今回調査」という。）を実施しました。

各調査から抜粋した調査結果をもとに、本市の人権問題の現状と課題を明らかにします。

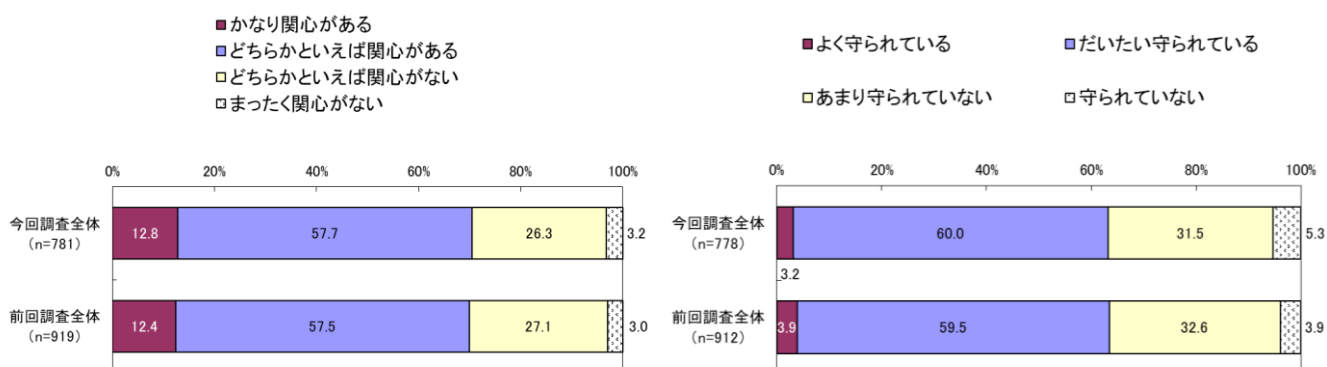
<調査の方法>

● 人権に関する市民意識調査

長岡市内の18歳以上の無作為に抽出した2,000人に対して、郵送による無記名アンケート方式の調査を実施しました。回収件数は798件で、回収率は39.9%でした。

(1) 人権に関心がありますか（単一回答）

- 「かなり関心がある」と「どちらかといえば関心がある」を合わせた「人権に関心がある」割合は前回調査とほぼ同じ70.5%でしたが、2018（平成30）年新潟県調査（75.9%）と比較すると、人権に対する関心度は低くなっています。
- 今後も継続して一人ひとりの人権意識を高め、人権への理解を深めることが必要です。



(1) 人権に関心がありますか

(2) 社会全体で人権が守られていると思いますか

(2) 社会全体で人権が守られていると思いますか（単一回答）

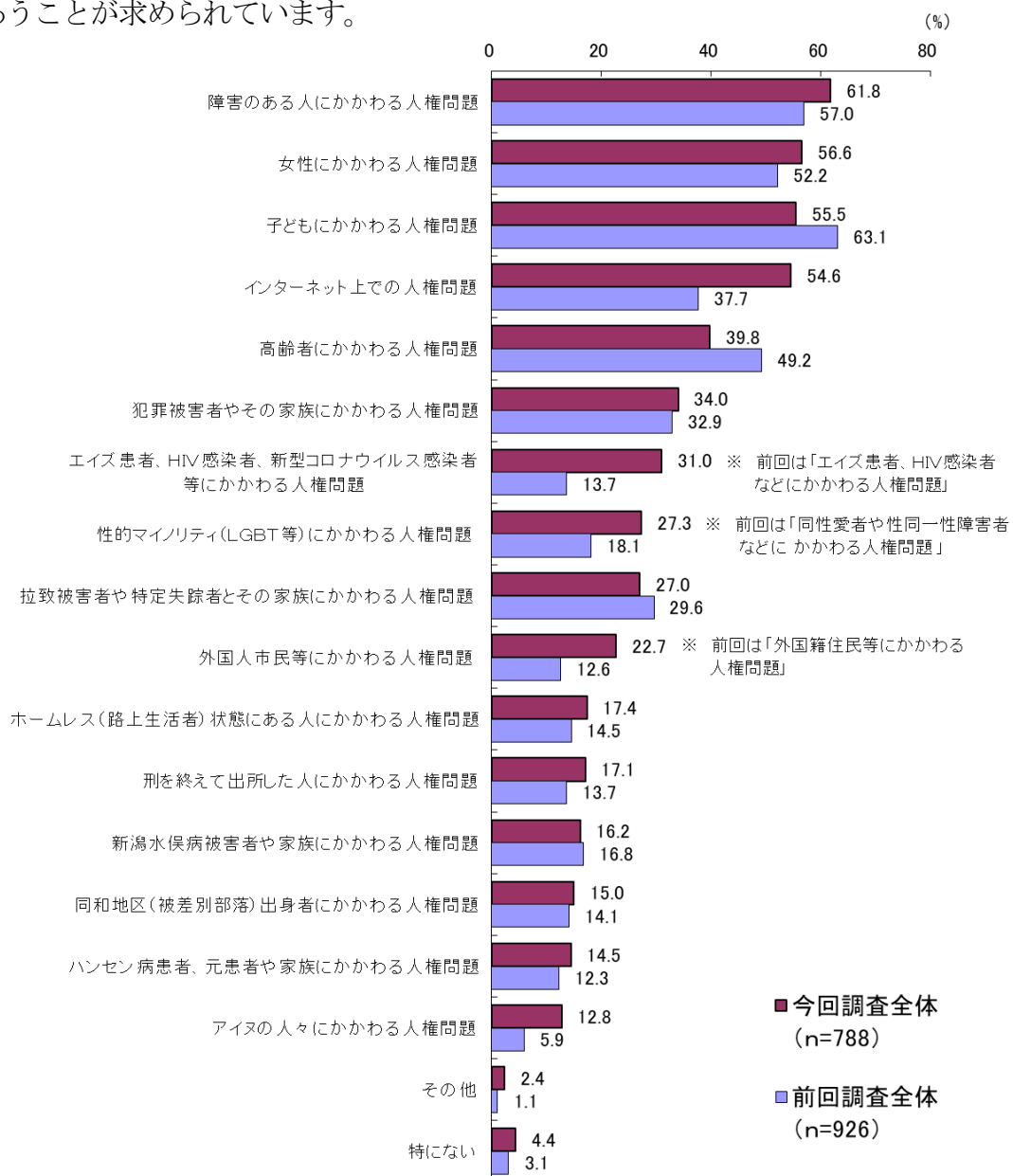
- 「よく守られている」と「だいたい守られている」を合わせた「人権が守られている」と思う割合は63.2%と前回調査（63.4%）とほぼ同じでしたが、2018（平成

30) 年新潟県調査 (73.1%) と比較すると、人権擁護感は低くなっています。

- ・ 正しい人権意識を持ち、日常生活で人権を尊重した行動をとることが求められています。

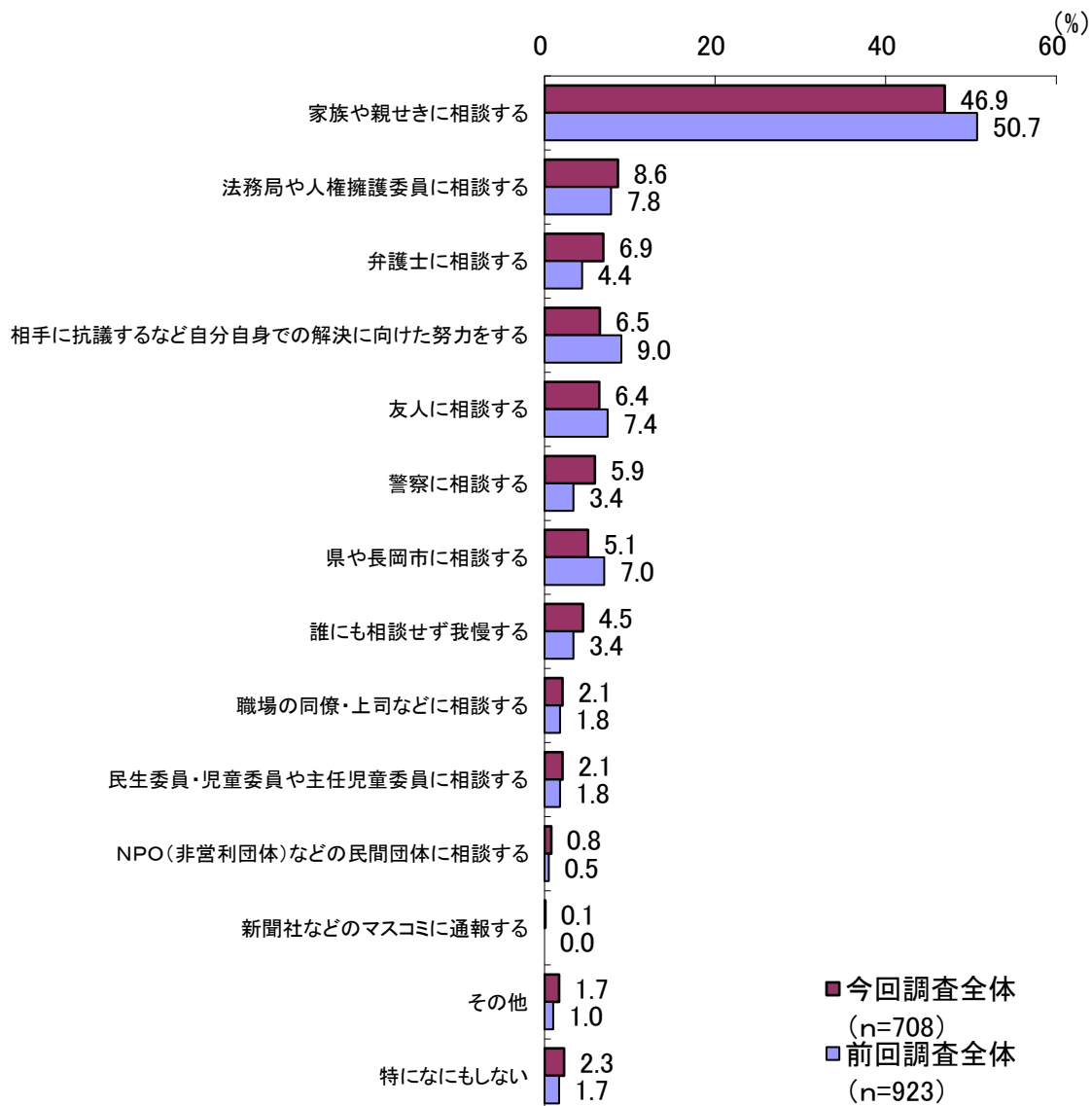
(3) 関心のある人権問題 (複数回答)

- ・ 「子ども」、「障害のある人」、「女性」、「高齢者」といった身近な人権問題への関心が高い結果となり、人権問題はとても身近なものであるということがわかります。
- ・ 前回調査と比較すると「インターネット上での人権問題」「感染症にかかわる人権問題」「性的マイノリティ (LGBT等) にかかわる人権問題」が比較的大きく増加しました。
- ・ 自分の人権だけでなく、他の人の人権についても正しく理解し、お互いに尊重しあうことが求められています。



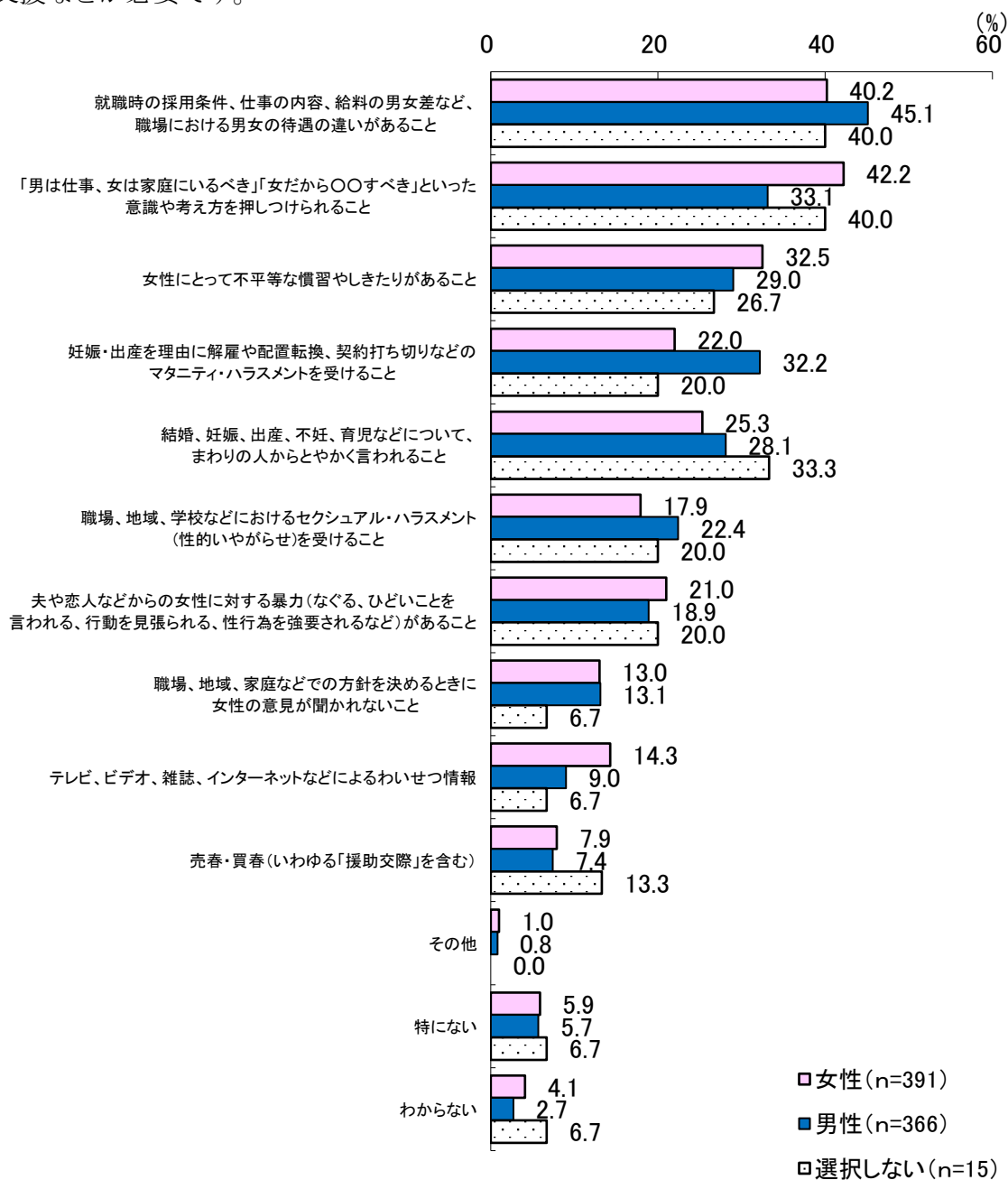
(4) 人権を侵害された場合の相談先（単一回答）

- ・ 前回調査同様、「家族や親せき」が全体の約半数近くを占めました。誰もが相談先となりえるため、一人ひとりが人権問題への関心を持ち、人権に関する理解や知識を深めるよう啓発が必要です。
- ・ 前回調査と比較しても、回答傾向に大きな差は見られませんでした。
- ・ 公的機関へ気軽に相談できるよう、相談窓口の周知や関係機関との連携強化が求められています。



(5) 女性の人権が守られていないと思うこと（複数回答）

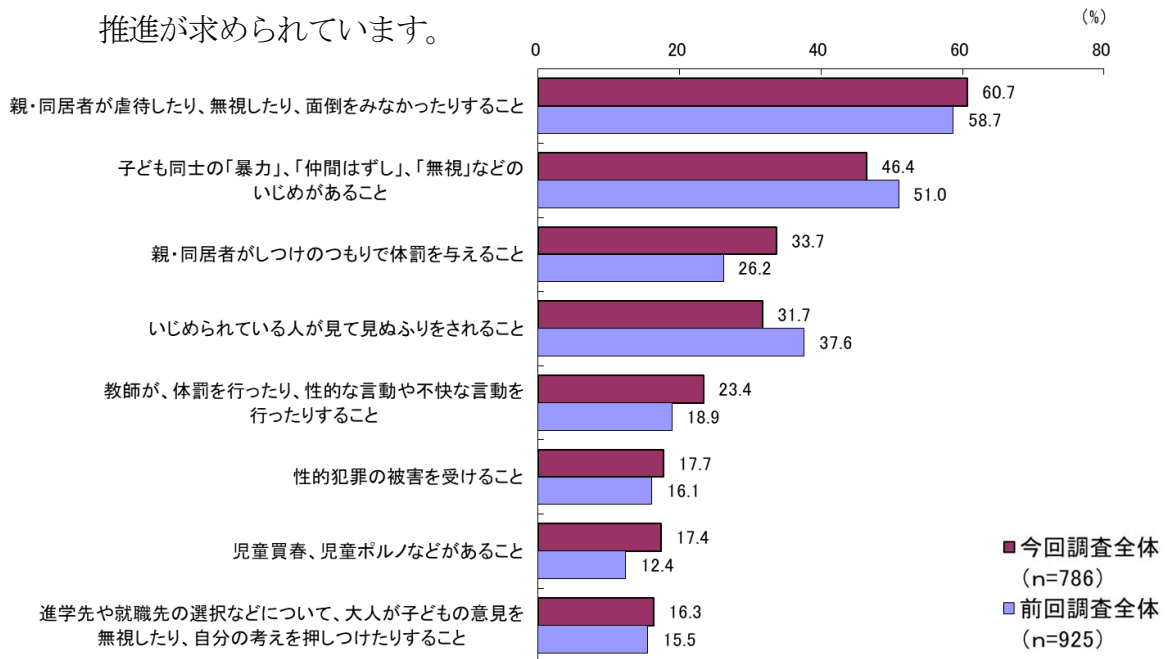
- 「就職時の採用条件など」、「男は仕事、女は家庭といった意識を押し付ける」、「不平等な慣習やしきたり」が高い結果となり、性別による比較においては「男は仕事、女は家庭といった意識を押し付ける」で女性は高く、男性が低い状態にあり、性別で役割を固定的にとらえる感覚の違いが見られます。
- 男女共同参画への意識啓発、男女がともに働きながら家事・育児・介護などを両立できる環境の整備、配偶者や恋人、パートナーなどによる暴力の防止や被害者への支援などが必要です。



(6) 子どもの人権に関する問題について

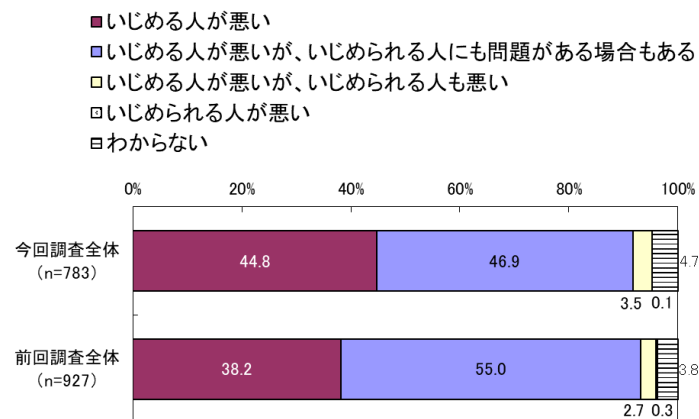
ア 子どもの人権が守られていないと思うこと（複数回答）

- ・ 「親・同居者による虐待」や「いじめ」、「体罰」に関する項目が高い結果となり、身近なところに人権を侵害する要因があることがわかります。
- ・ 子どもを一人の権利主体として尊重し、その認識を広めていく教育と人権啓発の推進が求められています。



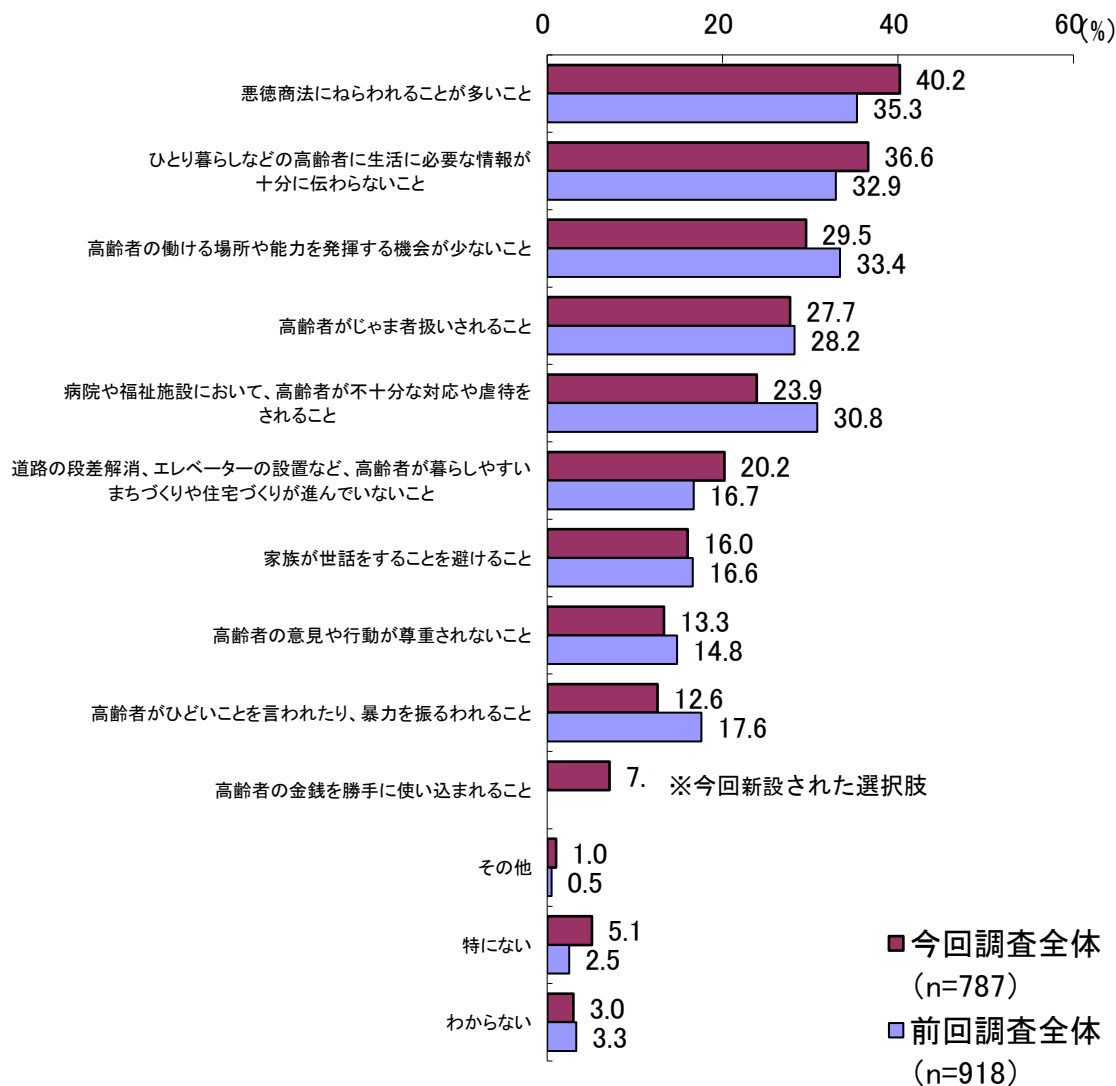
イ いじめの問題をどう思うか（単一回答）

- ・ 「いじめる人が悪い」とする割合も高まっていますが、半数以上は「いじめられる人にも問題がある」として、いじめを肯定するかのようなどらえ方をしている人の割合が非常に高いことがわかります。
- ・ いじめはいかなる理由があっても許されない人権侵害であるという認識を社会全体で醸成し、いじめ根絶の取り組みを推進していく必要があります。



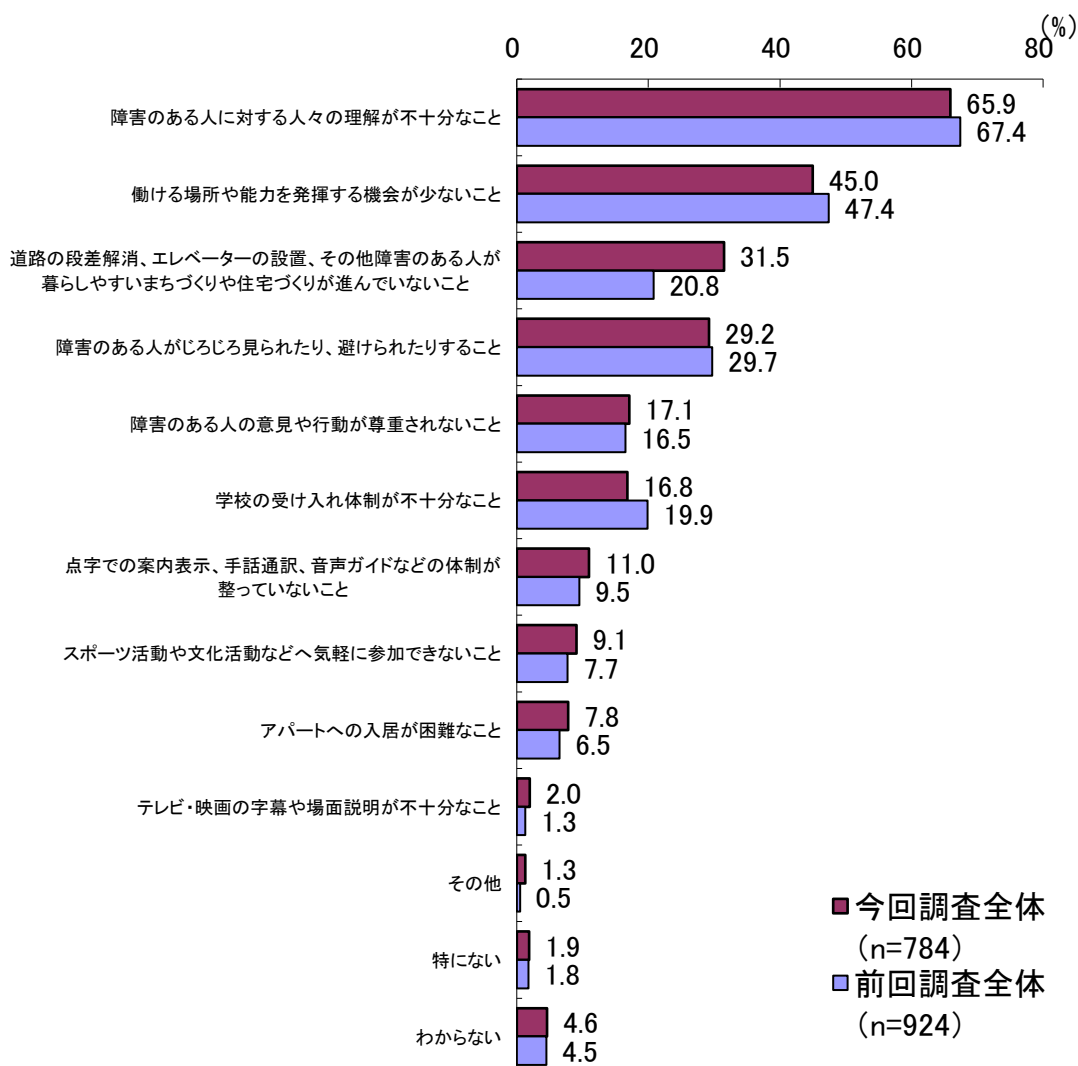
(7) 高齢者の人権が守られていないと思うこと（複数回答）

- 「悪徳商法にねらわれることが多い」、「高齢者に生活に必要な情報が十分に伝わらない」、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ない」が高い結果となり、社会活動や就業への年齢による制限などがうかがえます。
- 高齢者の知識や経験を生かし、高齢者が自立して生活できる環境の整備や高齢者だけの世帯となっても安心して暮らせるまちづくりが求められています。



(8) 障害のある人の人権が守られていないと思うこと (複数回答)

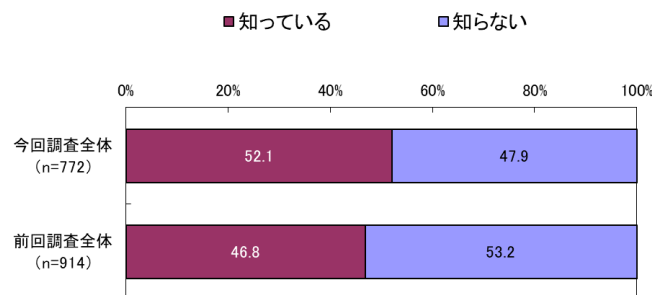
- ・ 「障害のある人に対する人々の理解が不十分」、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ない」が高い結果となり、障害のある人への理解が十分ではない状況です。
- ・ 誰もが互いに人格と個性を尊重し、支えあい「ともに生きる」まちづくりをめざして、障害のある人の自立と社会参加を支援する取り組みが求められています。
- ・ 「障害のある人が暮らしやすいまちづくり」が大幅に伸びており、住みやすいまちづくりに関心が高まっています。



(9) 同和問題について

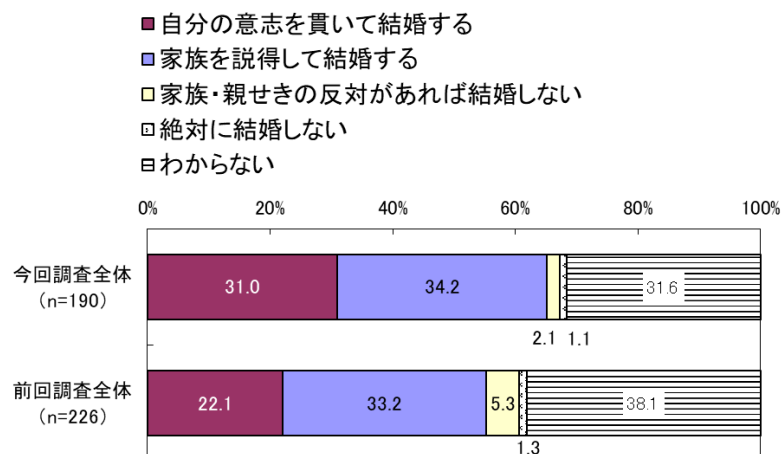
ア 同和問題や同和地区があることの認知 (単一回答)

- ・ 前回調査 (46.8%) と比較すると、「知っている」が 52.1%と 5.3 ポイント増え、半数を超えました。
- ・ 「知らない」割合は前回 (53.2%) より減ったものの、引き続き、市民一人ひとりが同和問題の正しい理解を深めるために、学校や地域などあらゆる場における人権教育、同和教育及び人権啓発の推進が求められています。



イ あなたが同和地区出身の人と結婚しようとしたとき、家族や親せきから強い反対を受けた場合、あなたはどのように思うか (単一回答)

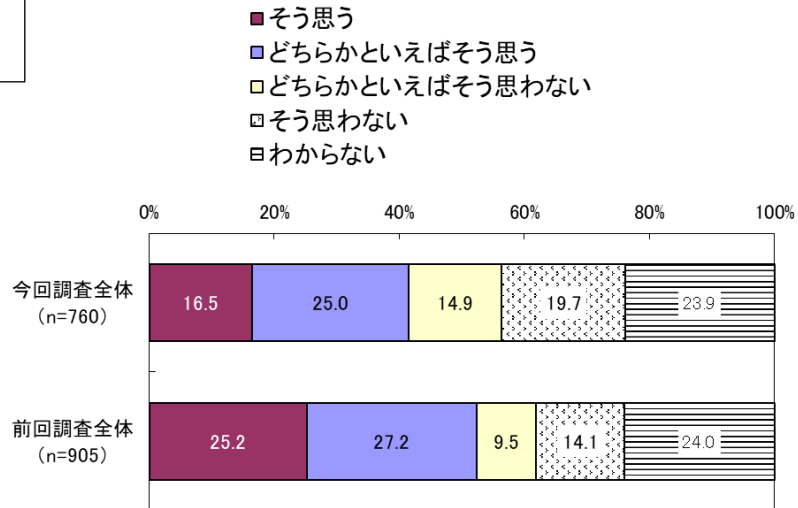
- ・ 「自分の意志を貫いて結婚する」が大幅に伸び、「家族を説得して結婚する」と合わせると 65.2%になります。
- ・ 「わからない」とする回答が一定数あります。



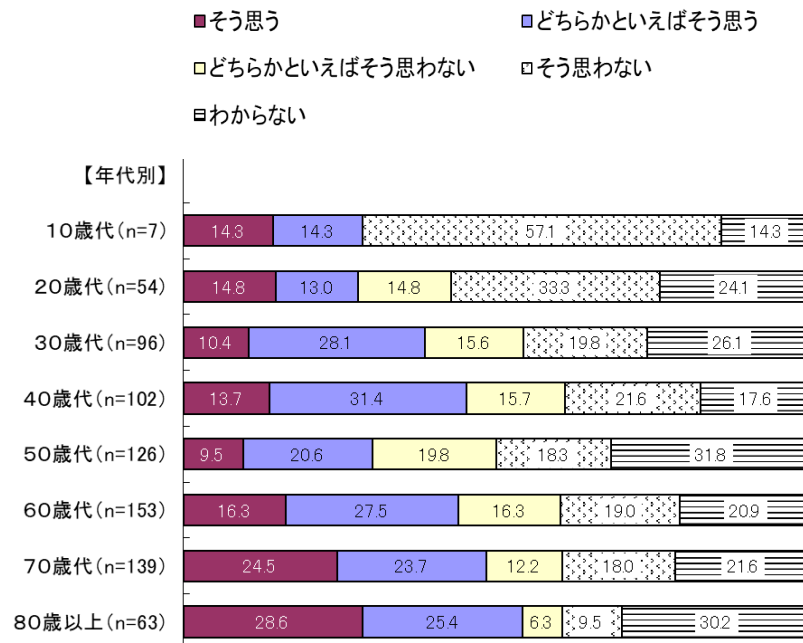
ウ 「そっとしておけば部落差別は自然になくなる」という意見について（単一回答）

- ・ 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」を合わせると41.5%になり、前回調査（52.4%）、前々回調査（55.8%）と比較すると減少していますが、問題を解決するという観点での意識の低さがわかります。また、この割合は年代が上がるにつれて高くなる傾向でした。

全 体

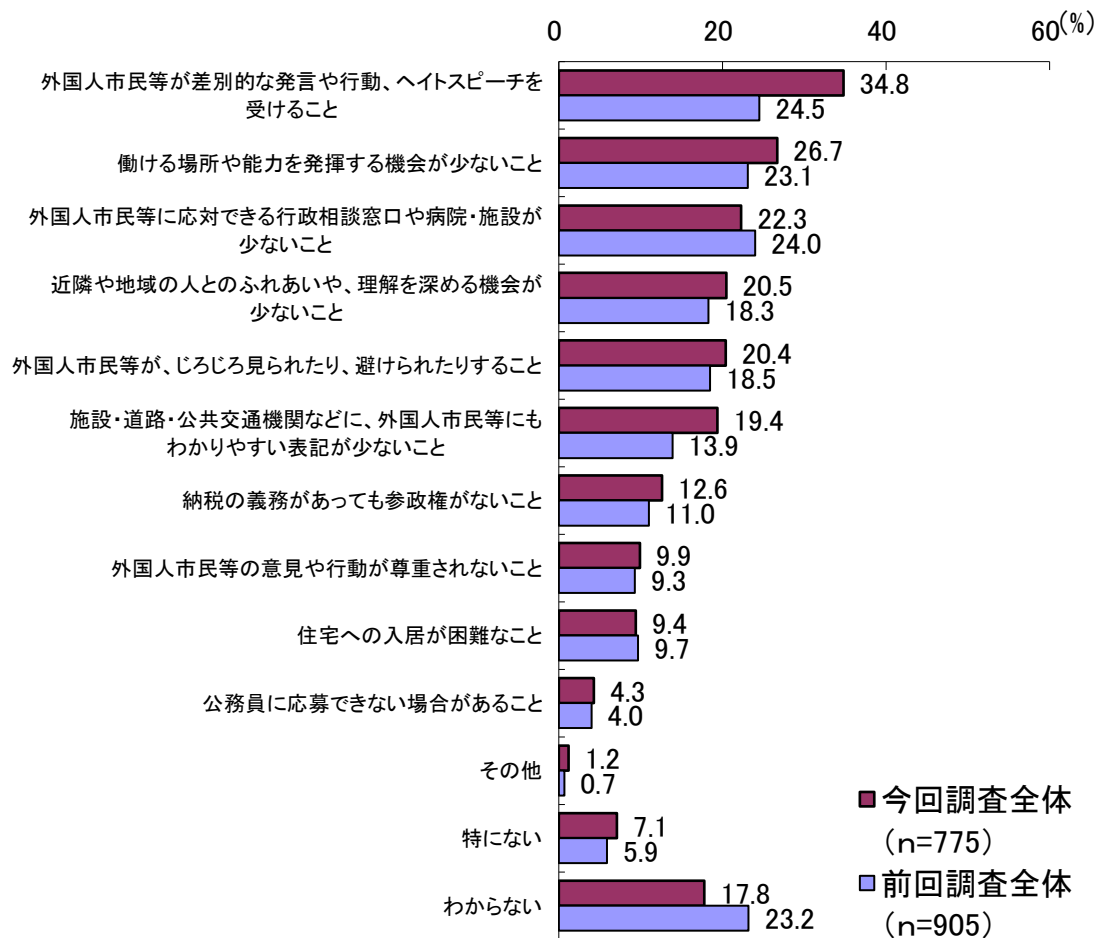


年齢別



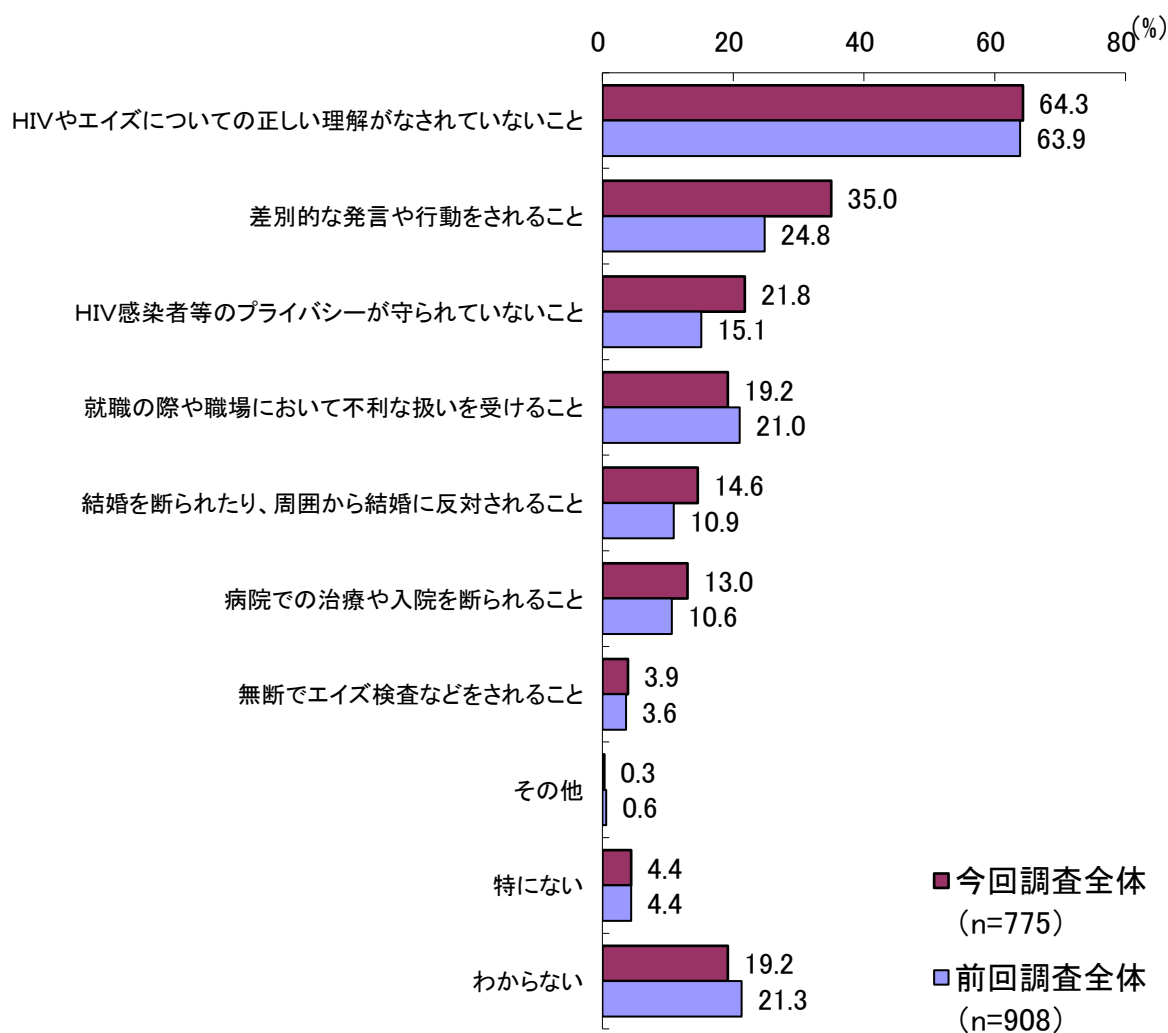
(10) 外国人市民の人権が守られていないと思うこと（複数回答）

- 「差別的な発言や行動、ヘイトスピーチを受けること」が大幅に伸び、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ない」、「外国語で対応できる行政相談窓口などが少ない」が高い結果となり、外国人市民という理由での偏見や差別、就業や社会活動の参加の制限などの状況が現れています。
- 外国人市民の持つ文化や多様性を受け入れ、異なる文化を理解し尊重できる環境整備が求められています。



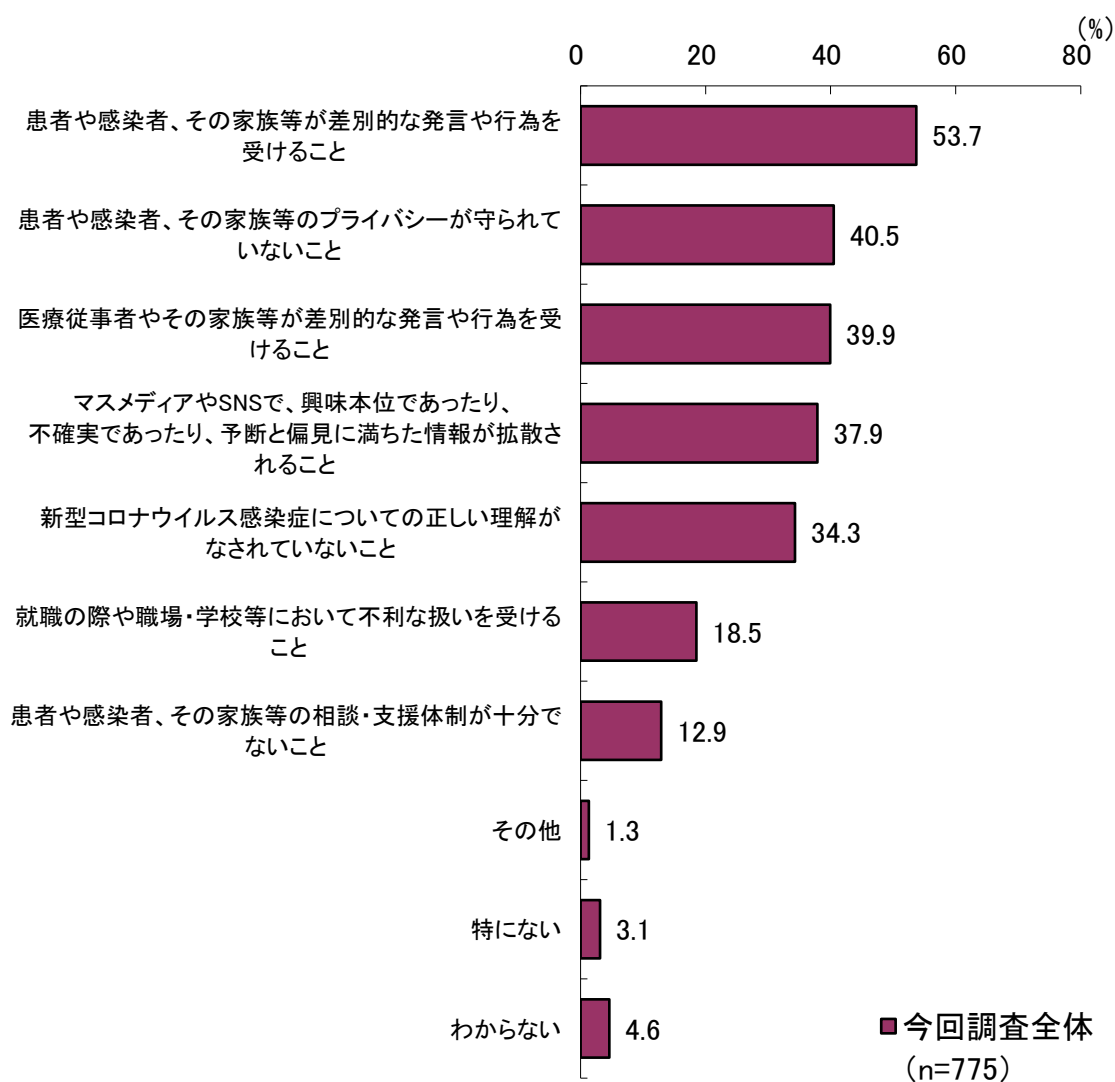
(11) HIV^{※6}感染者等の人権が守られていないと思うこと（複数回答）

- ・ 「正しい理解がなされていない」が64.3%となり、正しい知識が不足していることがわかります。
- ・ 差別や偏見の解消に向け、正しい知識を義務教育の段階から教育して社会全体に浸透させていくことやプライバシーに配慮した医療体制などが求められています。
- ・ 前回調査と比較しても、回答傾向に大きな差は見られませんでした。



(12) 新型コロナウイルス感染症の患者等の人権が守られていないと思うこと（複数回答）

- ・ 新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受け、新たに加えた質問です。
- ・ 「患者や感染者、その家族等が差別的な発言や行為を受ける」「プライバシーが守られていない」「医療従事者やその家族等が差別的な発言や行為を受ける」といった回答が多くありました。
- ・ まだわからないことが多いことから、不安に思ったり、恐れたりする気持ちが人権を侵害する行為につながります。正しい知識と理解を広めることが求められています。

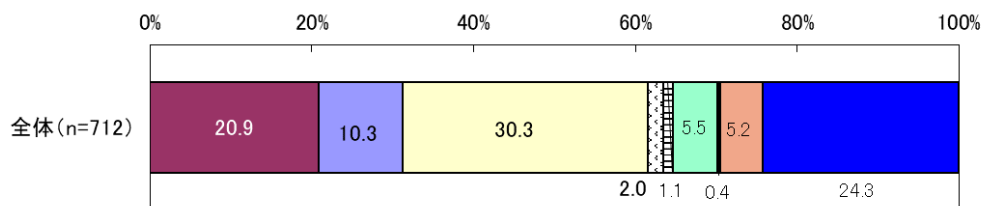


(13) 性的指向^{※7}・性自認^{※8}について

ア 性的マイノリティ（LGBT等）の人権が守られていないと思うこと（単一回答）

- ・ 今回調査から新たに加えた質問です。
- ・ 「嫌がらせやいじめを受ける」「差別的な言動を受ける」といった回答が多くありました。また、「わからない」も多くありました。
- ・ 職場や学校など、様々な場所で啓発を進めていく必要があります。

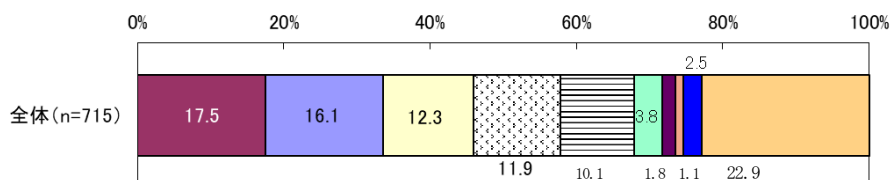
- 職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること
- 就職の際や職場において不利な扱いを受けること
- 差別的な言動をされること
- アパート等への入居を拒否されること
- 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること
- じろじろ見られたり、避けられたりすること
- その他
- 特にない
- わからない



イ 性的マイノリティ（LGBT等）の人権の人権を守るために必要なこと（単一回答）

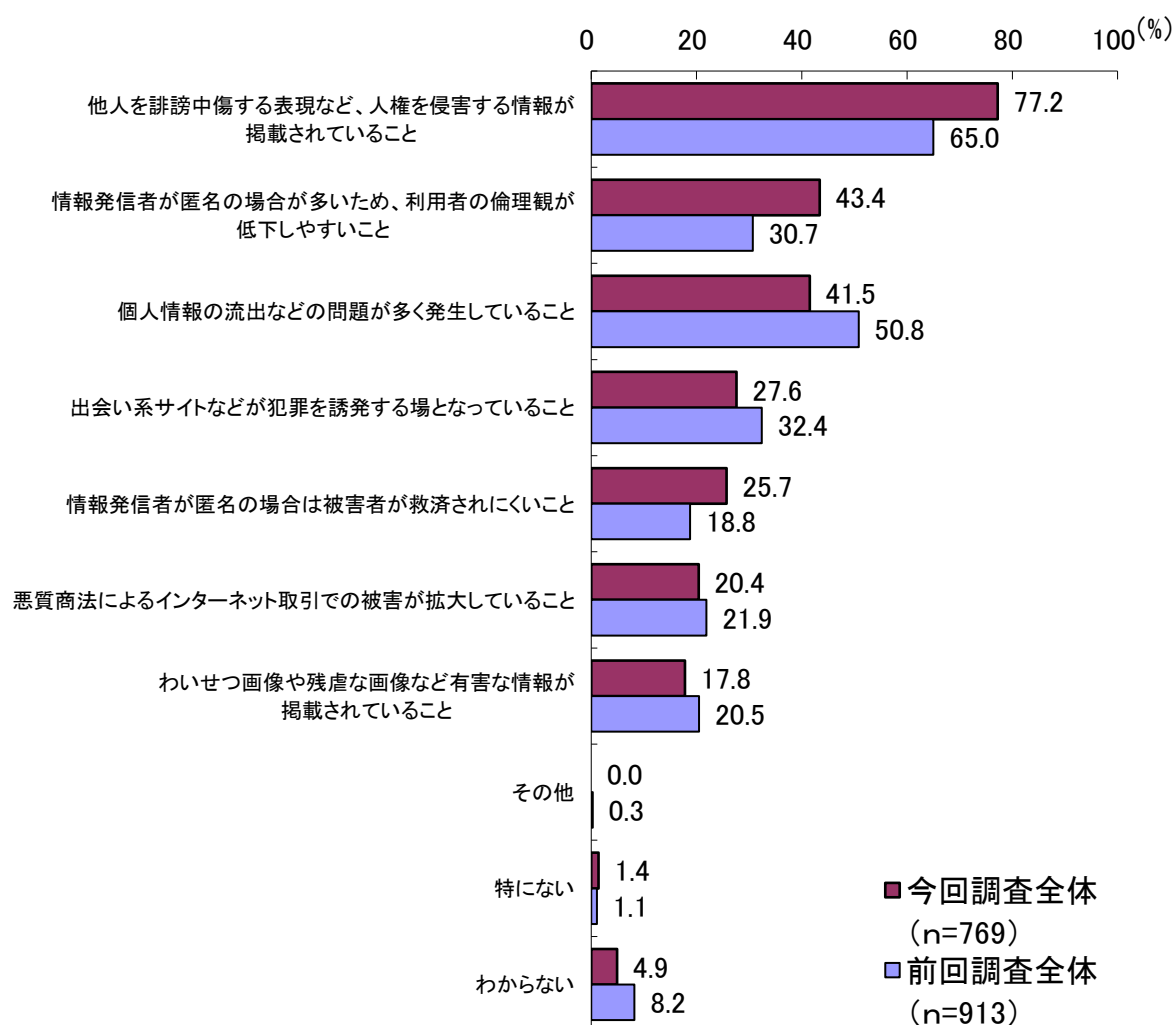
- ・ 今回調査から新たに加えた質問です。
- ・ 「パートナーシップ制度の導入」「法令の制定や制度の見直し」「相談・支援体制の充実」といった回答が上位となりました。
- ・ 国や地方自治体といった公的機関に制度や体制の整備が求められています。

- パートナーシップ制度の導入
- 法令の制定や制度の見直し
- 相談・支援体制の充実
- 啓発・広報活動の推進
- 学校における理解の促進
- 職場における理解の促進
- 当事者同士が集まる交流の場をつくる
- その他
- 特にない
- わからない



(14) インターネット上での人権侵害として心配されること（複数回答）

- ・ 「他人を誹謗中傷する表現など、人権を侵害する情報を掲載する」が77.2%となり、インターネット利用についての知識が不十分であったりモラルの低下が懸念されています。
- ・ 前回調査と比較すると、「匿名のため、倫理観が低下しやすい」が大幅に上昇しているところに、近年のSNS※⁹やインターネット掲示板への個人情報の書き込み・誹謗中傷などの状況が現れています。
- ・ インターネット上での人権侵害の解消には、人権教育と人権啓発の推進だけでなく、法務局などの関係機関と連携・協力し、不適切な情報の削除や発信者に対する申し入れなど適切な対応を進めることが求められています。



2 課 題

(1) さまざまな人権問題における個別の課題

人権に関する市民意識調査などから、さまざまな人権問題に対する市民意識を分析した結果、性別で役割を固定的にとらえる慣習や意識、働く場での差別が依然として残っている、女性に対する暴力（身体的のみならず、精神的・社会的・経済的・性的）と子どもに大きな影響を与える身体的・精神的・性的虐待や体罰に注目が集まっている、高齢者が悪徳商法にねらわれたり生活に必要な情報が届かないなど人権が尊重されていない状況が見受けられる、障害のある人への理解が進んでいない、外国人市民が就業や社会参加の制限などを受けている、同和問題を知らない人や「そっとしておけば部落差別は自然になくなる」という間違った考え方や意識の人が多く存在しているなどの人権問題が明らかとなり、それぞれの固有の課題への対応が求められています。このほかにも、セクシュアル・ハラスメント^{※10}やパワーハラスメント^{※11}、マタニティハラスメント^{※12}といった、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えるといった発言や行動が問題となっています。

加えて、様々な人権課題には貧困が関係している場合があり、問題をより複雑・深刻なものにしています。

このように、さまざまな人権問題が存在している背景としては、人権尊重の理念が十分定着していない、均一性や同質性を重視する、慣習にとられる意識がある、などが考えられます。

このため、それぞれの人権問題の本質を正しく理解し、知識を得るに留まることなく日常生活において態度や行動に現すことができるよう、人権教育と人権啓発の推進を図る必要があります。

(2) 共通の課題

さまざまな人権問題には、固有の課題とともに次の4つの共通する課題があることが明らかとなり、人権擁護を推進していく観点からの対応が求められています。

ア 人権教育の推進

学校教育においては、各学校の実態や子どもの発達に応じて、児童の権利に関する条約にのっとり子ども自身が判断力を身につけ自立していく力を培うことや人権教育、男女平等教育に取り組んでいるものの、子どもの心に十分浸透しきれていないことから、いじめやインターネット上での差別などが後を絶ちません。児童生徒の心に染み入る人権教育が、より一層求められています。

社会教育においては、男女共同参画や同和問題などに関する講演会や研修会を開催していますが、人権問題への関心の低さと他人事意識から、参加者は少ない状況となっています。

このような状況から、人権問題についての正しい理解と認識を育てる人権教育を、幼い頃から発達段階に応じて実施することが重要です。そして、学校だけでなく、地域、家庭、企業などが一体となり、正しい人権意識を身につけられる研修会などを、あらゆる場において継続して実施する人権教育が必要です。

イ 広報・啓発の充実

人権啓発は、国の人権擁護機関と連携・協力し、啓発冊子・リーフレットの配布や人権講演会などを実施していますが、啓発活動の周知が十分ではない状況です。

さらに、パソコンやスマートフォンの普及によるインターネットの広がりにより、差別や偏見を助長する情報が氾濫しているため、人権啓発のより一層効果的な推進を図る観点から、県と関係市町村を含めた人権啓発活動ネットワークと連携・協力し、広く市民に対して人権問題の正しい情報と活動内容の広報・啓発を効果的に行っていくことが求められています。

また、民間団体や企業、人権に関わりの深い職業従事者（警察、保健福祉関係など）は、市民の人権擁護に大きな影響力をもつ立場にあることから、人権意識をもって職務を遂行することが求められています。

このため、さまざまな人権問題を正しく理解し、人権意識を身につけるとともに、適切な対応ができるよう人権啓発を行うことが必要です。

ウ 相談・支援体制の強化

女性、子ども、高齢者、障害のある人など個別的・専門的に対応する相談窓口を整備し、法務局などの関係機関では人権相談への対応をしていますが、社会情勢の大きな変化に伴い、複雑で多岐にわたる相談が多くなっています。人権に関する市民意識調査の「人権を守るために必要なこと」への回答では、調査した全ての人権問題において「相談・支援体制の充実」が上位にあげられており、相談窓口の充実と相談を受けた後の支援体制を整備していくことが必要です。

また、「今後必要な取り組み」への回答では、「人権に関する総合相談窓口を設ける」が高い結果となっており、人権問題について総合的に対応できる体制や人権救済制度の構築に向けての調査・研究が求められています。

エ 関係機関等との連携

人権教育と人権啓発をより一層効果的に推進していくためには、行政のみならず、地域全体の取り組みが必要であり、関係機関や民間団体との連携・協働が重要となります。

このため、法務局などの関係機関や事業者、NPO^{*1}、人権関係団体の活動を支援し、協働して施策を推進していくことが必要です。

第3章 あらゆる場を通じた人権施策の推進

1 学校教育における人権教育の推進

(1) 現状と課題

学校では、教育活動全体を通して同和教育を中核とした人権教育を推進するよう努めてきました。そのために、人権教育、同和教育の全体計画及び年間指導計画の整備を進めるとともに、教職員の指導力の向上を図り、長岡市教育センターによる同和教育研修の実施や、人権強調週間における各校での副読本を活用した同和教育の研修を進めてきました。

こうした取り組みを通して、同和問題をはじめとした人権問題への教職員の認識が深まり、人権尊重の精神を基盤にした学校運営が意識されるようになってきました。男女平等に関しては、男女混合名簿や「さん」づけ呼称などが定着してきています。また、いじめや虐待などの子どもの人権侵害の防止と早期発見・迅速な解決に向けて学校と関係機関が連携した取り組みが定着するなど成果が現れてきています。

しかし、子どもの人権について、教職員、保護者、地域の理解をさらに深める必要があります。いじめを背景に子どもが命を断つ事案も発生しました。特に、いじめや暴力（身体的・精神的・性的）などに対して子どもが「いやだ」と表明でき、それに学校がきちんと対応することにより、子ども一人ひとりが大事にされる教育が行われるようにしなければなりません。また、子どもが教職員により性的被害を含めた人権侵害を受けたという事案もあることから、学校は、子ども自身が権利主体として自己実現を図っていく場であるということをしっかりと踏まえた学校運営をしていくことが大切です。

また、人権に関する市民意識調査の「いじめの問題をどう思うか」への回答では、「いじめる人が悪いが、いじめられる人にも問題がある場合もある」が、前回(55%)よりは減少したものの、46.9%という高い結果となりました。こうした考え方は、いじめを許さない子どもに育て、いじめを根絶していくことに逆行するものであり、人権教育を推進する上での課題になります。

さらに、親の暴力的な関係（身体的、精神的、経済的、社会的、性的）を子どもに見聞きさせることは虐待であり、暴力による子どもの人権侵害であるということや、性的指向^{*7} や性自認^{*8} についても学校における人権教育の内容に取り入れていく必要があります。

こうした子どもを取り巻く状況、学校教育の現状を踏まえたうえで、学校教育における人権教育をさらに推進していく取り組みが必要です。

(2) 施策の方向性

ア 子ども一人ひとりが、自他の人権を守り、自ら人権を行使していけるように、「見

童の権利に関する条約^{※2}」などを踏まえた人権教育、同和教育を推進します。特に、子どもがより納得でき、心に染み入る人権教育、同和教育となるよう、教職員の指導力を向上させる施策を展開します。

イ いじめや暴力行為などの未然防止や即時対応、虐待の早期発見などに各学校が取り組むとともに、いじめの積極的な認知を徹底するよう努め、学校間の連携や学校、地域、家庭、関係機関との連携を強化します。いじめや暴力などを許さない子どもへと育つように施策を展開します。

(3) 施策の内容

ア 差別や虐待、暴力などにより困っている子どもについて、その背景をしっかりと把握し解消を図っていく、かかわる同和教育を各学校で行います。

イ 具体的な資料を活用した分かりやすく、心に染み入る人権教育、同和教育の授業をするよう努めます。そのための副読本や資料を積極的に活用します。また、暴力から自分を守るスキルを身につけるため、家庭と連携して取り組みを行うとともに、子どもがSOSのサインを出しやすい環境づくりに努めます。

ウ 教職員を対象にした人権教育、同和教育の研修会を行います。差別を受けた人による講演、性的指向^{※7}・性自認^{※8}の理解に向けた学習、各学校の実践発表などにより研修を深め、子ども一人ひとりを大事にした学校運営の充実・改善に努めます。

エ 各団体が実施する人権教育、同和教育の研修会の際に、教職員が参加しやすいよう、働き方改革の視点も取り入れた環境づくりに努めます。

2 社会教育における人権教育の推進

(1) 現状と課題

社会教育においては、地域社会におけるともに支えあう精神や人権を尊重する意識を高めるため、公民館やコミュニティセンター、職域などを中心に人権・同和問題についての各種講演会や研修会を開催してきました。

しかし、人権に関する市民意識調査の「人権に関心がありますか」への回答では、「どちらかといえば関心がない」と「まったく関心がない」の合計が30.1%という結果となりました。また、人権に関する市民意識調査の「関心のある人権問題」への回答では、子どもや障害のある人、女性や高齢者といった身近な人権問題への関心が高く、同和問題や外国人市民の人権などに対しては関心が低い結果となりました。

人権問題に対する他人事意識を払拭し、一人ひとりの人権尊重の意識を高めるためには、生涯を通じた人権に関する社会教育を充実しなければなりません。

今後、多様な人権学習講座の開催や効果的な人権啓発の手法を検討し、公民館やコミュニティセンターなどを中心に地域の特性を活かした人権意識を高める取り組みを推

進する必要があります。

(2) 施策の方向性

誰もがお互いの人権を尊重した日常生活を過ごすためには、地域社会を構成するすべての人が、人権問題への関心を高め、深い理解と見識を持つことが大切です。人権講演会や研修会などに気軽に参加できる仕組みづくりや、さまざまな人権問題への正しい知識と認識を得られる充実した内容の講座を開催することにより、広く人権教育と人権啓発に努めます。

(3) 施策の内容

- ア さまざまな人権問題に対して市民が正しい認識と理解を得られるよう、公民館やコミュニティセンター、職域などでの研修会を活用し、学習機会の拡充を図るとともに、地域の実情に合わせた啓発活動を進めていきます。
- イ 教職員やPTAなどの学校関係者、市職員を含む市民、事業者などを対象とした人権・同和問題に関する講座を実施し、人権教育、同和教育の推進に努めます。
- ウ 学校教育と社会教育の連携を深め、県や関係機関が行う人権問題研修会などへの市民参加を図るため、積極的な広報と啓発活動に努めます。

3 市民に向けての人権教育の推進

(1) 現状と課題

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第6条には、国民の責務として、「国民は、人権尊重の精神の涵養^{かんよう}に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。」と明記されています。

このため、人権擁護機関などと連携し、人権講演会や啓発冊子・リーフレットの配布などの市民に向けた人権教育と人権啓発に取り組んできました。

しかし、人権問題は依然として残っており、近年では家族形態の多様化や国際化などに伴い、子どもや高齢者に対する虐待、配偶者や恋人など親密な関係にあるパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス/DV）^{※13}、性的マイノリティや外国人に対する偏見など、家庭内や地域社会での人権問題が相次いで発生しています。その背景には、家庭の中や地域における人との関わり合いの変化などが考えられます。

これらの人権問題を解決するためには、子どもから大人までのあらゆる年齢層への人権を尊重する意識づけが非常に大切です。特に子どもは、家族や地域でのふれあいの中で人を思いやる心、善悪の判断、命の尊重などを習得します。保護者や地域住民などが偏見を持たず、正しい人権意識を持つ姿勢を子どもに示していかなければなりません。

全ての市民が、人権を尊重し大切にすることをもち、人権問題を自分自身の問題として

とらえ、人権に十分配慮した行動をとることができるよう、家庭と地域社会に向けた人権教育と人権啓発をより一層充実させる必要があります。

(2) 施策の方向性

地域社会の基本となる家庭は、人権教育の出発点であり、子どもの人間形成の基礎を育むうえで基本的かつ重要な役割を果たしています。また、地域社会は市民一人ひとりがお互いの人権を尊重する意識を育む役割があります。そのため、地域、職域、学校、行政が連携・協働して、家庭と地域社会における人権に関する学習機会や情報の提供などに努めます。

(3) 施策の内容

ア ささまざまな人権問題の現状と課題、なぜそれらの問題が存在するのかなどの正しい知識を市民一人ひとりが持つとともに、人権について正しい理解を深め、互いの人権を尊重した行動がとれるよう、町内会などの地域組織や関係機関と連携し、効果的な広報や啓発活動の充実を図ります。

イ 家族がともに正しい人権意識を身に付けられるよう、学校教育、社会教育、各種相談事業と連携を深め、家庭教育の支援と人権に関する情報の提供に努めます。

4 市職員に向けての人権教育の推進

(1) 現状と課題

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条には、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明記されています。

また、「長岡市職員人材育成基本方針」においても、「あらゆる差別の解消に努め、さまざまな立場や考え方、生き方をもった個人の人権を尊重する意識」として、人権意識を取り上げ、職員に求められる意識や姿勢のひとつとして位置づけています。

これらのことを踏まえ、本市では、従来から全職員を対象とした人権研修を実施するとともに、新規採用職員などへも同様の研修を実施してきました。加えて、他機関が実施する研修会、講演会などの機会をとらえ、職員を派遣するなど、さまざまな機会を通して、人権問題に関する教育と啓発に努めてきました。

しかしながら、その一方で、さまざまな人権問題が依然として根絶に至らないうえ、社会情勢の変化に伴って、むしろ複雑化・深刻化していることから、職員への人権教育と人権啓発を継続的に推進して、市民に対して人権の視点からこれまで以上に対応できる職員の育成が求められています。

(2) 施策の方向性

市職員は、人種や性別などにとらわれることなく、全体の奉仕者として、常に人権尊重の視点に立って、公平な市民サービスを提供するとともに、あらゆる人権問題について、正しく理解し、率先して差別や偏見の解消に努めることが求められています。そのため、職員一人ひとりが、一般的知識の理解にとどまることなく、高い人権意識を身に付けたうえで人権に配慮した職務を実践していけるように、研修を充実させるとともに、他機関が実施する各種研修会や講演会へ派遣を行うなど、あらゆる機会をとらえて、継続的な人権教育と人権啓発に努めます。

(3) 施策の内容

- ア 各種職員研修において、人権問題を取り上げることはもとより、他機関が実施する研修会などに積極的に派遣することにより、人権問題の正しい理解と人権意識の高揚を図るとともに、指導者としての人材の育成を進めます。
- イ 職員に対し、国や県及び他機関が実施する人権に関する研修会やイベント、これらの団体が作成した啓発資料などの情報を積極的に提供します。

5 事業者等に向けての人権啓発

(1) 現状と課題

企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、人権尊重の理念に基づいて、働く一人ひとりの人権が尊重される職場づくりと、すべての人の人権が尊重される住みよい社会づくりに努めることが求められています。

しかし、人権に関する市民意識調査の「人権が守られていないと思うこと」への回答では、女性、高齢者、障害のある人などへの雇用や就労における差別が上位となっており、職場では、セクシュアル・ハラスメント^{※10} やパワー・ハラスメント^{※11}、マタニティ・ハラスメント^{※12}、採用選考における身元調査や採用試験での差別的な質問などの人権侵害がいまだに見受けられ、企業は多くの人権問題を抱えていることがわかります。

そして、公務員、教員、医療関係者、福祉関係者など13種類の業種に従事する人は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」において「人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者（特定職業従事者^{※14}）」と規定されています。これらの従事者は、その職務の性質上、人権問題に対する正しい理解を深め、人権に関する責任の重大性を自覚し、使命感を持って職務や業務を遂行することが求められています。

また、独自に人権に関わる活動をしているNPO^{※1}などの民間団体は、市民と行政が協働で取り組む人権尊重のまちづくりにおいて重要な役割を担っていることから、民間団体の啓発活動への支援を充実させる必要があります。

(2) 施策の方向性

- ア 雇用や就労におけるあらゆる差別の解消、男女共同参画社会の実現、特定職業従事者の人権意識の高揚に向け、積極的に企業などへの人権啓発を図ります。
- イ 人権に係るNPO^{※1}などの民間団体の活動を支援する体制づくりを進めます。

(3) 施策の内容

- ア 国・県などの関係機関と連携して、企業における公正な採用選考や人権が尊重された職場づくりのための情報と啓発資料の提供に努め、企業の取り組みを支援し、法令の遵守や、厚生労働省が新たに作成した履歴書様式例などの周知徹底及び企業の意識啓発を推進します。
- イ 特定職業従事者に対する人権教育については、それぞれの職場や機関などへのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどの啓発活動を通じ、事業内容の特性を踏まえた人権教育研修の実施と人権擁護の徹底を働きかけます。
- ウ 人権に配慮した取り組みを自主的に行う事業者に対し、本市の物品調達や公共事業の入札契約を行う際に、障害者雇用、男女共同参画等に積極的に取り組む事業者を適切に評価する取り組みを実施します。
- エ 民間団体間での連携を強め、主体的に人権啓発活動に取り組むように、関係団体同士の情報交換の場の設定、啓発資料を提供するなど、あらゆる場面で民間団体の支援を充実し、連携・協働の活動の推進に努めます。

6 相談体制の充実

(1) 現状と課題

本市では、いろいろな悩み事を抱えている人が安心して気軽に相談ができ、問題を解決できるよう、女性に関する相談、子育てに関する相談、いじめ相談、高齢者や障害のある人の相談など、専門的に対応する各種相談窓口を設置しています。

また、人権相談や人権侵害に対する被害者の救済については、法務局及び人権擁護委員により対応が行われています。

こうした中、人権に関する市民意識調査の「人権を侵害された場合の相談先」への回答では、公共機関に相談する割合が依然として低くなっていることから、相談窓口のさらなる周知が必要となっています。

近年は、相談件数の増加や人権問題の複雑化・多様化などに伴い、様々な関係機関が連携して相談にあたる事案が増加しています。

このため、人権問題に係る各相談機関との連携・協力体制の構築、相談に携わる相談員の専門的知識の取得や応対技術の向上を図るとともに、市民に最も身近な窓口と

して、速やかな人権救済を受けられるよう市民に寄り添った支援を進めていく必要があります。

(2) 施策の方向性

さまざまな人権問題に迅速かつ適切に対応ができるよう、各行政機関や各種団体との連携を一層強化し、利用しやすい相談体制や救済の支援体制の充実に努めます。

(3) 施策の内容

- ア 市民が気軽に安心して相談できるよう、各種相談窓口や公的支援制度、NPO^{※1}が行っている支援などの周知を行います。また、相談窓口の情報共有や相互理解を深め、適切な相談機関に速やかにつながることができる体制づくりを推進します。
- イ 相談件数や相談内容に応じた相談体制の充実に努めます。また、複雑で多岐にわたる相談に的確に対応するため、相談員の研修や相談員自身のケアを行います。
- ウ 国、県の関係機関やNPOなどとのネットワークづくりと救済を行う支援体制づくりを推進します。
- エ 人権侵害の被害者への法的救済や加害者に対する罰則などについては、基本的に国が法制度を整備する必要があることから、その状況を検証していくとともに、適切な情報収集や情報提供を行いながら、必要な支援体制を検討していきます。

第4章 分野別人権施策の推進

1 女性

(1) 現状と課題

国は、男女共同参画社会の実現を最重要課題と位置づけ、1999（平成11）年に「男女共同参画社会基本法」を施行するとともに、あらゆる分野における男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んでいます。

また、2020（令和2）年12月に策定した「第5次男女共同参画基本計画」では、ジェンダー^{※15}平等に係る多国間合意の着実な履行を目指した取組みを挙げ、その実現を通じて男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っています。

本市では、2011（平成23）年に「長岡市男女共同参画社会基本条例」を施行し、基本理念と市民、事業者、市の責務を明確にするるとともに、2012（平成24年）に条例に基づいた「第2次ながおか男女共同参画基本計画」を策定し、市民や関係課との連携・協働により男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

しかし、人権に関する市民意識調査の「女性の人権が守られていないと思うこと」への回答では、「就職時の採用条件など」、「男は仕事、女は家庭といった意識を押し付ける」が高い結果となりました。いまだに性別で役割を固定的にとらえる意識や女性にとって不平等な慣習やしきたりが根強く残っていることから、学校、地域、家庭、職場などのさまざまな場でジェンダー平等に対する一層の意識改革が必要です。

そのほかに、ドメスティック・バイオレンス（DV）^{※13}は重大な人権侵害であり、被害者の多くが女性であるため、女性に対する暴力の根絶は男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

本市に寄せられるDV相談件数は増加傾向にあり、DVを防止し、被害者の救済や自立支援する取組みが求められています。本市では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）^{※16}」に基づく「DV防止計画」を「第2次ながおか男女共同参画基本計画」と一体的に策定し、DV防止及び被害者支援の取組みを推進しています。さらに、2012（平成24年）10月には「長岡市配偶者暴力相談支援センター」を開設し、DV被害者に対し相談から保護、自立支援を切れ目なく行っており、今後もDV被害者支援とともにDVの未然防止、早期発見に向けた意識啓発を図っていきます。一方で、加害者更生に対する取組みの重要性が認識されてきており、民間団体で実施している先進事例や国の方針を注視する必要があります。

(2) 施策の方向性

ア ジェンダー平等の視点から、性別で役割を固定的にとらえる慣習や意識の解消と、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス^{※17}）を推進していくことで、男性と

- 女性が互いにその人権を尊重しながら責任を分かち合い、あらゆる分野で男女がともに個性と能力を十分に発揮できるまちづくりに、より一層積極的に取り組みます。
- イ DVをはじめとする女性に対する暴力を根絶するため、DV被害者支援及びDV未然防止の意識啓発に取り組むとともに、関係機関や民間支援団体と連携して早期発見に努めます。
- ウ 男女平等社会を形成するために、本市の全庁的な推進体制を充実し、市民をはじめ企業や関係機関、関係団体、NPO^{※1}が連携・協働する体制づくりの一層の強化に努めます。

(3) 施策の内容

- ア あらゆる分野に根強く残る固定的な性別役割分担意識を解消し、性別の区分による不利益を生まないような広報・啓発活動を展開するとともに、学校、社会教育、生涯学習の場における男女平等推進教育の充実を図ります。
- イ DVやセクシュアル・ハラスメント^{※10}など女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、「DV防止計画」に基づき、DVの予防啓発や相談・カウンセリング体制の充実、民間シェルターへの支援等を行います。また、各行政機関、弁護士会、医師会、NPOなどで組織する「長岡市DV防止ネットワーク^{※18}」や「長岡市要保護児童対策地域協議会^{※19}」等の関係機関との連携を充実します。さらに、当事者自身が自立を目指し、地域の中で安心して暮らせるようになることを支援します。
- ウ 男女がともに働きやすい職場環境が確保され、ともに子育て、家庭生活、地域活動を担うことができるように、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や子育て支援策を企業などと連携して推進します。
- エ 女性のチャレンジを支援するため、女性リーダーの育成、再就職・起業支援を充実します。
- オ 政策方針決定過程への女性参画拡大のため、長岡市の審議会・委員会などへの女性の登用を進めるとともに、女性職員の育成、登用を推進します。
- カ 市民との協働で男女共同参画社会の形成を推進するための活動拠点として、「男女平等推進センター ウィルながおか」の機能の充実や女性団体の活動を支援することにより、総合的に男女共同参画施策を推進します。

2 子ども

(1) 現状と課題

国は、日本国憲法の下、1947（昭和22）年に「児童福祉法」、1951（昭和26）年に「児童憲章」を定めるなど、子どもの権利を保障する基本的な法制度を整備し、「児童の権利に関する条約[※]」についても、1994（平成6）年に批准しました。

本市では、2015（平成27）年に「長岡市子育て・育ち“あい”プラン」を策定し、「育つよろこび 育てる幸せ みんなで子育てするまち 長岡」を基本理念に、すべての子どもたちの幸せや健やかな成長を第一に考え、子どもの人権が最大限に尊重されるよう、子育て支援や子どもの健全育成を積極的に推進しています。

また、2020（令和2）年に策定した第2期計画では、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」を包含し、子どもたちが将来に夢や希望が持てる社会を目指した取り組みをさらに強化しています。

核家族化の進行により、家庭において祖父母などから子育てに対する協力を得られにくい状況にあるとともに、地域社会の結びつきが希薄になってきています。このような中で、子育てが孤立し、身近に相談できる相手を持たずに悩む親が増え、さらには育児ストレスや過保護（過干渉）、行き過ぎた放任などが虐待につながる場合があります。

このため、子育て支援の拠点施設として運営している「子育ての駅^{※20}」においては、子育て世代だけでなく、あらゆる年代、分野の人々の交流の場として事業運営を図るとともに、子育て支援の輪が広がるような事業を展開しています。

人権に関する市民意識調査の「子どもの人権が守られていないと思うこと」への回答では、「親・同居者による虐待」や「いじめ」に関する回答の割合が高い結果となりました。身体的・精神的・性的暴力はもちろん、親の暴力的な関係を見聞きさせるなどの虐待といじめが深刻な課題です。性に関わる課題も絶えず、子どもを取り巻く状況は厳しいことがわかります。子育て家庭を地域社会全体で支える環境づくりが一層求められるとともに、学校や教育委員会、関係機関によるいじめ、暴力、虐待防止の取り組みと性的指向^{※7}・性自認^{※8}についての学びが必要です。

こうした状況の根底には、大人も子どもも、「児童の権利に関する条約」に代表されるような子どもの人権への理解が十分になされていないからと考えられます。学校教育においては、差別、いじめや不登校、暴力や虐待などに対応するとともに、子どもの権利について具体的に学び、権利の主体であるという意識をもつように、人権教育、同和教育を計画的、継続的に学習する必要があります。

すべての子どもが自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立して社会的に自立した個人すなわち主権者として健やかに成長するように、社会全体が長期的視点に立ち各発達段階での対応が重要になります。2010（平成22）年4月には子ども・若者育成支援推進法が施行され、社会全体で子どもの育成を支援するための取り組みについて、国と地方公共団体に責務を課しています。特にひきこもりや若年無業者など、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、各分野の機関が連携して総合的な支援を行うことが重要になっています。

(2) 施策の方向性

- ア 子ども一人ひとりの人権が尊重され、すべての子どもが健康で個性豊かに成長できるよう、学校や子育て支援関係団体などと連携・協働し、気軽に子育て相談ができる体制を充実させるとともに、子育て家庭が必要とする情報を適切に提供するなど子育て環境を整備し、地域全体で子育てを支える市民協働型の事業を展開します。
- イ さまざまな機関等と連携して、児童虐待といじめを早期に発見して対処します。
- ウ 学校教育においては、「児童の権利に関する条約」をはじめ、人権問題について広く学べるよう人権教育、同和教育を推進します。

(3) 施策の内容

- ア 児童虐待の防止などを目的に、地域と協働した子ども家庭支援事業を実施し、地域で気軽に子育ての不安や悩みを相談できる環境づくりを推進します。
- イ 長岡市要保護児童対策地域協議会^{※19}として、児童相談所、保健所、警察、医師会、歯科医師会、NPO^{※1}、学校、教育委員会、関係機関が連携しながら、保護が必要な子どもに対し、適切な対策を実施します。
- ウ 学校、教育委員会は子どものいじめの防止を図るとともに、いじめの早期発見と迅速な対応によって、重大な人権侵害であるいじめの解消に努めます。
- エ 「熱中！感動！夢づくり教育」などを通じ、青少年が身近な地域の中で健やかに育ち、幅広い世代の人たちとともに地域の自然、文化、歴史とふれあい、また、地域に根付いた伝統芸能を学ぶなど、さまざまな体験を通して「生きる力」を養います。
- オ 学童期から思春期の子どもたちが、命を大切にする気持ちを育み、自分も相手も大切に自己肯定感を高めるための学習の機会を作り、心と身体に係る相談・支援体制の充実などを進めます。
- カ 子育ての駅などの施設での支援者（専門スタッフ）への子どもの人権を学ぶ場が必要であり、人権教育を通してスタッフの育成と資質向上に努めます。
- キ 地域の身近な保育園・認定こども園で親子と一緒に遊べる場所を提供し、専門スタッフが育児の相談や子育てサークルの育成・支援、情報提供などを行い、人権が尊重された環境での子どもの成長と子育て家庭を支援します。
- ク 次代の親になる若者たちが、子育ての駅などで実施する交流事業に参加できる環境を整備し、乳幼児などとふれあうことを通じて自己肯定感を育み、自分と相手の人権を尊重する気持ちを高めます。
- ケ 妊産婦の心身の健康の保持、増進並びに乳幼児の健康を守ることは、子どもの人権が尊重された子育てにつながります。母子保健に関する知識の普及や乳幼児健康診査をはじめ、健康相談や訪問指導事業を実施し、出産前後のメンタルケアなど妊産婦に寄り添った支援を行うことで、安心して妊娠・出産・育児を行えるよう、切

れ目のない支援を行います。

- コ 関係機関と連携しながら困難を有する子どもや若者、その家族の支援に努めます。
- サ 幼稚園・保育園・認定こども園などでは、乳幼児期の成長発達を保障した環境を整え、人との関わりの中で、人権を大切にすることを育てるとともに、自立心やお互いを大切にする豊かな心を育む教育・保育の充実に努めます。
- シ 学校教育を通じて人権教育、同和教育を計画的に行い、子どもが「児童の権利に関する条約」における意見表明権^{※21}など、自分自身が人権の主体であり、権利を行使できることを発達段階に応じて学び、差別やいじめ、虐待、暴力（身体的・精神的・性的）の被害者・加害者とならない力をつけ、自他の人権を守ろうとする人権意識を養います。
- ス 核家族や共働き世帯の増加を背景に孤食の子どもが増えている中、大勢での食事を通して、食の大切さ・楽しさを理解し、子育て家庭への負担軽減にもつながる「子ども食堂」への支援の充実に努めます。
- セ 家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない生活困窮世帯の子どもに対し、学習意欲や学力を身につけるための学習支援や居場所の提供等を行います。
- ソ 困難を抱える家庭の子どもと保護者に関する情報を収集し、子どもの貧困に関する実態把握を図りつつ、必要な人に必要な支援が届くようにコーディネート機能の充実に努めます。

3 高齢者

(1) 現状と課題

地域には、今後ますます、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増え、また、認知症の人をはじめとして自己責任だけでは尊厳ある暮らしを続けられなくなる人も増加しています。国では、2006（平成18）年に介護保険法改正の第1条に尊厳の保持が掲げられました。また、同年4月には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行されています。ここでも、高齢者の生命を護るというだけでなく、個人として尊重や幸福追求権の保障をも視野に入れた人権救済や保護を目指しています。

そのような状況の中、本市では、2000（平成12）年から「長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を継続的に策定し、高齢者の尊厳を踏まえ、高齢者福祉の支援や介護保険事業の充実に努めてきました。また、2011（平成23）年に「長岡市高齢者虐待対応マニュアル」を作成し、家庭内及び介護施設における高齢者虐待の防止、早期発見、早期対応の指針として活用しています。

人権に関する市民意識調査の「高齢者の人権が守られていないと思うこと」への回答

では、「悪徳商法にねらわれることが多い」、「高齢者に生活に必要な情報が十分に伝わらない」、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ない」、「高齢者がじゃま者扱いされる」が上位の結果となりました。同調査では「高齢者に対する暴言や暴力」は下位でしたが、実際に虐待を受けている高齢者は、認知症や寝たきりであることも多く、その人たちの声は今回の調査結果には反映されていないのではないかと懸念もあり、高齢者虐待の対応や認知症になっても本人や家族が安心して生活を続けられるような対策が必要です。

(2) 施策の方向性

多くの高齢者が、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることを望んでいます。一方、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の人などが増えていることから、住み慣れた地域での生活を継続するためには、より多様な側面からの支援が必要となります。「長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」では、「誰もが健やかで元気に、安心して暮らせる地域共生社会の実現」を目指すことを基本理念としています。住み慣れた自宅や地域での暮らしを継続できるよう、高齢者等を地域全体で支え合い、安心して暮らせる体制づくりの推進に努めていきます。

(3) 施策の内容

- ア 介護サービスの利用者が、適切な介護サービスの提供を受け、尊厳を保持しながら生活ができるよう、事業所への実地指導の充実を図ります。
- イ 生きがい活動の推進として、老人クラブなど高齢者が地域コミュニティのなかで活躍できる仕組みづくりを支援します。
- ウ さまざまな学習の場や就業機会の増大を図るなど、高齢者の豊富な経験や知識と技術を活かしつつ、活力を社会に還元する仕組みづくりについて検討・支援していきます。
- エ 高齢者をはじめ地域住民の保健、医療、福祉の向上を包括的に支援するため、高齢者に関する公的相談窓口である地域包括支援センターを運営し、各種相談等に関係機関・団体と連携して対応します。
- オ 認知症などで判断能力が十分でない高齢者や家族等への成年後見制度などの紹介や、高齢者虐待の防止、消費者被害の防止など、高齢者に関する権利擁護に適切に対応するため、高齢者権利擁護支援員を配置し、個別事例に対する専門的な支援を行います。
- カ 認知症の本人と家族が安心して地域での生活を続けられるよう、認知症サポーター養成講座等により地域全体の認知症に関する理解を促進します。
- キ コミュニティ活動の中で住民参加の福祉活動が円滑に推進されるよう社会福祉協

議会と連携し、地区福祉会、地区社会福祉協議会活動に対して支援します。また、福祉教育の充実やボランティア活動の推進、支援及びイベントの開催などを通じて、福祉の意識啓発の活動に努めます。

ク 高齢者にやさしいまちづくりを進めるため、公共的施設のバリアフリー化や利用しやすい公共交通機関の整備促進を図ります。

4 障害のある人

(1) 現状と課題

国においては、2011（平成23）年6月の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」成立、同年8月「障害者基本法」の改正、翌2012（平成24）年6月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」成立、さらに2013（平成25）年6月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」成立を経て、2014（平成26）年1月に障害に基づくあらゆる差別を禁止した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を締結しました。なお、障害者差別解消法は2021（令和3）年5月に改正され、3年以内に施行されることとなっています。

本市では、2007（平成19）年に「長岡市障害者基本計画・障害福祉計画」を策定し、「生涯健やかで、いきいきと暮らせるまちの実現」を目指し、障害のある人が安心して暮らすことのできるまちづくりを関係機関と連携を図りながら計画的に推進してきました。その中で、施設入所者の地域生活移行を促進するなど、障害のある人ができる限り住み慣れた地域で生活できるよう取り組んできているところです。

しかしながら、障害についての十分な知識がないため、障害のある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、色々な場面で差別的な対応がなされることが少なからず発生しています。

2016（平成28）年7月に発生した相模原市のやまゆり園での殺傷事件では、障害のある人の人権を否定する考え方が貫かれており、啓発課題として受け止める必要があります。

人権に関する市民意識調査の「障害のある人の人権が守られていないと思うこと」への回答では、「障害のある人に対する人々の理解が不十分なこと」は、依然として6割を超えたままであり、障害及び障害のある人やその生活に対する正しい理解は進んでいないといえます。そのため、今後も、理解の促進に向けて広報・啓発活動に力を入れていく必要があります。

また、「働ける場所や能力を発揮する場所が少ないこと」も4割を超えており、引き続き就労や社会参加の場の確保に努める必要があります。

さらに、「障害者虐待防止法」により、障害のある人の自立及び社会参加にとって弊害

となる家庭内、施設及び就労先での虐待についても、未然防止、早期発見など迅速な対応がとれるよう、関係機関の協力体制や支援体制を整備することが求められています。

(2) 施策の方向性

障害の有無にかかわらず、誰もが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を形成していくために、「長岡市障害者基本計画・障害福祉計画」に基づいて、啓発活動に取り組みます。具体的には、日常生活及び社会生活を営む上での障壁の除去を進め、障害のある人が身近な地域において社会参加し、活躍していける場や機会の確保に努めていきます。

(3) 施策の内容

- ア 「ともしび運動^{※22}」の理念により、「ともに生きる社会」の実現に向け、障害のある人への差別や偏見をなくし、合理的配慮^{※23}を推進するため、リーフレットやポスター、ホームページによる効果的な広報・啓発を行います。また、「すこやか・ともしびまつり」等を開催し、障害に関する正しい理解の促進を図ります。
- イ 福祉教育に関する教材の整備を進めるとともに、「総合的な学習の時間」などにおいて、福祉教育施策と連携した学習と体験活動をさらに充実させ、児童生徒の発達段階に応じた適切な教育を実施することで、福祉に関する理解を市民に広げていきます。
- ウ 障害特性に応じた適切な対応や合理的配慮に関し、市職員が正しい理解と認識を身につけるよう、職員研修を継続して実施していきます。
- エ 障害のある人がその能力と適性に応じて就労することは、障害のある人の地域社会における自立と社会参加を実現するうえで最も重要なことのひとつです。職場体験の場の確保や、企業での実習を支援することで、福祉施設から一般就労への移行を推進していきます。また、国・県などの関係機関と連携して、雇用する側への啓発にも協力していきます。
- オ 住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障害のある人や家族からの様々な相談に的確に対応し、個々の障害の状態に応じたサービスを提供していくため、地域との関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。
- カ 判断能力に不安がある障害者や家族等への成年後見制度などの紹介や、障害者虐待の防止など、障害者に関する権利擁護に適切に対応するため、障害者権利擁護支援員を配置し、個別事例に対する専門的な支援を行います。
- キ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）^{※24}」などを踏まえて、民間事業者を含めた施設設置者に対し、さらなる理解と協力を求めながら、すべての人にやさしい福祉のまちづくりを推進します。

5 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題は、わが国固有の人権問題です。1965（昭和40）年の同和对策審議会答申の前文では、同和問題について「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」としています。その本質については「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」と述べています。

さらに、「同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にほかならない。したがって、いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しよう、同和問題が解決することは永久にありえないと考えるのは妥当でない。また、「寝た子をおこすな」^{※25}式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともしないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない。」と明記しています。

国はこの答申を踏まえ、同和問題の早期解決に向けて、1969（昭和44）年に「同和对策事業特別措置法」の施行以来、3度にわたり制定された特別措置法に基づき、県や関係機関と連携しながら生活環境の改善や啓発などさまざまな事業を実施してきました。

本市では、1984（昭和59）年の高校生による差別事件^{※3}などを契機に同和問題の解決に向けた人権教育、同和教育及び人権啓発に取り組んできました。

学校教育においては、1995（平成7）年に策定した「長岡市同和教育基本方針」に基づき、人権尊重の意識の醸成を図り、同和問題を正しく理解し、認識を深めることができるように発達段階に応じた教育を推進するとともに、教職員の研修を行い指導力の向上を図ってきました。

社会教育においては、地域社会におけるともに支えあう精神や人権を尊重する意識を高めるため、公民館やコミュニティセンターなどを中心に人権・同和問題についての各種講演会や研修会を開催してきました。

広く市民を対象にした啓発としては、講演会と同時開催のパネル展をはじめ、ポスターの掲示、パンフレットの配布などを行ってきました。一方、市職員についても、人権尊重の視点に立って職務を遂行できるよう、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題に対する研修を行ってきました。また、住民票の写し等の不正請求や不正取得を抑制し、個人の権利侵害の防止を図ることを目的に、事前登録型本人通知制度^{※5}を導入して

います。

しかし、人権に関する市民意識調査の「同和問題や同和地区があることの認知」への回答では、「知っている」が 52.1%と半数を超えましたが、国や県、県内の他市町村の調査と比較すると認知度が依然として低い結果となりました。結婚や交際についての設問においても、差別意識が根強く残っていることがわかりました。

近年では、インターネット上での差別的な書き込みなど、情報化の進展に伴い部落差別に関する状況の変化が生じています。こうした状況を踏まえ、部落差別を解消し、部落差別のない社会を実現することを目的として2016（平成28）年に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。

今後も、市民一人ひとりが同和問題の正しい理解と認識を深められるよう、より一層効果的な人権教育、同和教育及び人権啓発の推進が必要です。

（2）施策の方向性

- ア 人権が尊重される差別のない社会をめざして、同和問題を人権問題の重要な柱として位置づけ、学校、地域、家庭、企業などあらゆる場における人権教育、同和教育を積極的に推進します。
- イ 同和問題に対する正しい理解と認識を深めていくために、教職員や市職員の研修を充実するとともに、人権に関わる関係機関や関係団体などとの連携の強化に努めます。

（3）施策の内容

- ア 地域に根ざした人権教育、同和教育を推進するために、小・中学校だけにとどまらず、高等学校も含めた長岡市・出雲崎町同和教育研究協議会^{※4}を中心に、各学校の実践を持ち寄り、部落差別の解消に向けて地域の実態を踏まえた効果的な人権教育、同和教育を推進します。また、教職員を対象とした同和教育研修会などを継続して実施し、同和問題に対する理解と児童生徒への指導力向上に努めます。
- イ 生涯学習や社会教育の観点から身近な公民館やコミュニティセンターなどを中心に、人権・同和問題の講演会や研修会を充実するとともに、県や人権に関わる関係機関が行う人権・同和問題研修会などへの市民参加を推進します。
- ウ 市民や企業などが差別の解消に向けた取り組みが主体的にできるよう、講演会の開催やポスターの掲示、パンフレットの配布などに努めます。また、同和問題をはじめとしたさまざまな人権問題に関する情報や教育資料の収集を行い、その情報提供を行います。また、部落差別解消推進法の認知度を上げるため、周知を行います。
- エ 市職員の研修では、継続して同和問題を取りあげ、人権に関わる関係機関が実施する研修会などにも積極的に職員を派遣し、市職員としての資質と指導力の向上を

図ります。

オ 部落差別解消推進法に基づき、同和問題の解決に向けた取り組みを効果的に実施するため、人権に関わる関係機関や関係団体、NPO※¹などと協働して人権教育、同和教育及び人権啓発を行います。

6 外国人市民

(1) 現状と課題

人・もの・情報の国境を越えたグローバルな移動が容易となり、本市においては、2021（令和3）年4月1日現在の外国人数が2,320人で、人口に占める割合は0.87%となっています。その数は、他の自治体と比較して高い水準ではないものの、定住化は年々進んできています。

来日する外国人が近年増加していることから、国は2018（平成30）年に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定しました。本市においても、2017（平成29）年に、外国人市民の支援等に関わっている市民や関係団体と「地球広場」多文化共生ビジョン」を作成し、多文化共生社会の推進を図っています。

外国人市民の相談業務においては、労働問題やドメスティック・バイオレンス（DV）※¹³、離婚問題、子どもたちの教育問題、災害時の対応など、さまざまな問題が多く発生しており、関係部署が連携して多言語に対応した行政サービスの提供が必要です。

また、日ごろから外国人市民との顔の見える関係を築き、相互理解を図るため、日本語講座やにほんご広場といった言語支援、お正月会や民踊流しなどの交流イベントなどを、市民協働という形で効果的に展開していくための仕組みづくりや人材の養成が急務となっています。

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会問題になっています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり差別意識を生じさせることになりかねません。そのような情勢の中、2016（平成28）年に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

(2) 施策の方向性

ア 言葉の壁や文化、習慣の違いによる生活上の困難が大きい外国人市民に対し、日常生活の支援などを行うとともに、多文化共生社会の実現に向けて地域社会への参画を促進する体制を整備します。

イ 市民協働による国際交流を促進するため、民間交流団体や支援団体など関係機関との連携を強化します。

(3) 施策の内容

- ア 外国人市民に対する偏見や差別などあらゆる人権問題を解消するため、差別撤廃の啓発活動や相談体制の強化などの支援施策を総合的に推進し、行政内部の連携・調整機能を充実させます。
- イ 外国人市民から提案された意見や要望などを行政施策に活かします。
- ウ 多言語情報誌やコミュニティFM、インターネットなど多様なメディアを用いて、よりの確に外国人市民のニーズにあった情報提供ができるよう、提供方法と内容の改善に努めます。
- エ 外国人市民との交流イベントなどを開催することにより、市民の国際感覚の醸成と異文化への理解を深めるとともに、外国人市民が地域社会の一員として参加できる多様な機会の提供と多文化共生による魅力的な地域づくりにつなげていきます。
- オ 市民のさらなる国際理解の向上をめざして、多様な機会を提供します。
- カ 小・中学校などにおいて、留学生を活用した交流事業を実施するなど、多くの市民が多様な文化を共有できる機会を提供し、国際理解の向上を図ります。
- キ 民間の国際交流団体と行政の連携を深め、市民協働による国際交流を促進するため、公益財団法人長岡市国際交流協会をはじめとした民間団体への支援や連携を強化します。

7 感染症患者等

(1) 現状と課題

医学の進歩や衛生水準の向上により、多くの感染症が克服されてきた一方、今もHIV^{※6}やハンセン病^{※26}などに対する正しい知識や理解が不十分なことによる患者や元患者、家族等への誤解や偏見、差別が依然として残っています。

HIVは、感染力が弱く、治療薬の開発等により早期発見し、治療することでエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させることが可能となっています。

しかし、人権に関する市民意識調査の「HIV感染者等の人権が守られていないと思うこと」への回答では、「HIVやエイズについての正しい理解がなされていないこと」が63.9%となった結果からもわかるように、市民に対して感染症の正しい知識を普及させていく必要があります。

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、感染力は極めて弱く、現在は治療方法が確立しており、遺伝病でないことも判明しています。しかし、以前は特殊な病気として扱われ、1996（平成8）年に「らい予防法」が廃止されるまで長期間にわたり強制隔離政策がとられてきました。そのため、療養所入所者の多くは、家族などとの関係を断たれていたり、高齢化等により、病気が完治した後も社会復帰が困難な状況にあります。また、ハンセン病に対する偏見や差別意識には根強いものがあり、ハンセン病元患者等

に対する宿泊拒否や嫌がらせなどの問題が起きています。

ハンセン病患者等に対する偏見や差別意識の解消のため、正しい知識と理解を深めていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症については、感染への不安から、感染者やその家族に対する誹謗中傷や差別行為が見受けられるため、感染症に対する正しい知識と誰でも感染する可能性があるという認識を持ち、偏見をなくしていくことが求められます。

(2) 施策の方向性

HIV、ハンセン病や新型コロナウイルス感染症について、たどってきた歴史も踏まえ、正しい知識の普及と理解を深めるための啓発活動を推進します。

(3) 施策の内容

ア HIVなどの感染症患者等に対する差別や偏見を解消し、感染症についての正しい知識と理解を得るため、世界エイズデーなどの啓発活動を推進します。

イ 国、県などの相談窓口を広く市民に周知します。

ウ 学校教育においては、保健体育の授業を中心に感染症について正しい知識と理解が得られるように努めます。

8 インターネット上での人権侵害

(1) 現状と課題

パソコンやスマートフォンが一般的になり、インターネットは今や日常生活に不可欠なものになっています。一方、その匿名性と情報発信の容易さから、SNS^{※9}等を通じて他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現の掲載などの人権に関するさまざまな問題が生じています。一度インターネット上に掲載されると、被害は急速に拡大し、これを削除することは極めて困難です。

また、インターネットを通じて大量の個人情報流出するなどの事件が頻発しており、プライバシーに関する不安も高まっているほか、虚偽や不確かな情報などを、意図せず、あるいは意図的に拡散する問題もおきています。

こうした状況を考慮し、国は、2002（平成14）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」、2005（平成17）年に「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、2009（平成21）年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年ネット規制法）」を施行するなど、さまざまな対策を講じています。

また、本市では、学校において児童生徒への情報モラルの学習を進めるとともに、保護者を対象としたスマートフォンやインターネットに関する講習会などに取り組んで

きました。しかし、次々と提供される新たな情報サービスを悪用した人権侵害など、手段も多様化しており、インターネット上での人権侵害や犯罪は依然として後を絶ちません。

人権に関する市民意識調査の「インターネット上での人権侵害として心配されること」への回答では、「他人を誹謗中傷する表現など、人権を侵害する情報を掲載する」が77.2%、「匿名のため利用者の倫理観が低下しやすい」が43.4%という結果になり、「インターネット上での人権侵害をなくすために必要なこと」では、利用者に対する教育と啓発の推進だけでなく、不適切な情報発信者に対する監視・取締りの強化や規制・罰則の強化を求める回答が多くなっています。

(2) 施策の方向性

プライバシー保護や人権の尊重に関する正しい理解を深めるよう、関係機関と連携を図りながら、啓発活動と情報モラルとリスクをメディアリテラシー教育として推進します。

(3) 施策の内容

- ア インターネット上での人権侵害の理解を深めるため、研修会や広報誌・ホームページでの広報などにより、市職員や市民に対する啓発活動に取り組みます。
- イ 学校教育では、情報モラルやインターネット上での人権侵害に関する授業を徹底するとともに、保護者を対象とした講習会を行います。
- ウ 不適切な情報発信者の規制・罰則などについては、基本的に国が法制度を整備する必要があることから、国の法整備の状況を検証しながら、取締りの強化や罰則などの制度の確立を国、県に要望していきます。
- エ インターネット上での人権侵害の事実を確認した場合は、法務局などの関係機関と連携し、適切な対応に努めます。

9 北朝鮮当局による拉致問題等

(1) 現状と課題

北朝鮮による拉致問題は、深刻な人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。1970年代から1980年代にかけて、日本人が不自然な形で行方不明となった事件の多くは、北朝鮮による拉致の疑いが持たれています。2002（平成14）年9月の日朝首脳会談において、北朝鮮が初めて日本人の拉致を認め、謝罪し、同年10月に新潟県出身の3名を含む5名の拉致被害者が帰国しました。しかし、他の被害者について北朝鮮はいまだに問題の解決に向けた具体的行動をとっておらず、北朝鮮に残されている全ての拉致被害者の安全を確保し、速やかに日本に連れ戻さなくては

なりません。

2006（平成18）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（北朝鮮人権法）」が施行され、地方自治体と国が連携し、拉致問題による人権侵害に関する啓発を図るよう努めることになりました。国は、2010（平成22）年までに北朝鮮当局による拉致被害者として17名を認定しています。この他にも国による拉致被害者の認定は受けていませんが、北朝鮮に拉致された可能性を完全に排除できない失踪者、いわゆる特定失踪者の方が数多くおられます。

北朝鮮による拉致問題は、日朝間の国家的最重要課題ですが、問題の解決には全ての市民の理解と支持が不可欠です。また、特定失踪者や拉致被害者が帰ってきた際に、本人や家族が安心して暮らせる環境づくりも必要です。そのため、市民一人ひとりが拉致問題への認識を深め、関心を持ち続けることが、問題解決への何よりも大きな後押しとなることから、風化させないように、今後も継続して啓発活動に取り組む必要があります。

（2）施策の方向性

国や県の拉致問題解決に向けた施策、特定失踪者や拉致被害者の家族会などの活動に連携・協力するとともに、あらゆる機会を通して市民に対し問題の解決を訴えるなど、全面解決に向けた取り組みに努めます。

（3）施策の内容

ア 拉致問題の解決には、国民世論の高まりが必要です。市民一人ひとりが拉致問題の全面解決への関心と認識を一層深めてもらうため、パネル展の開催、啓発ポスター・パンフレット配布などによる啓発活動の充実を図ります。

イ 学校教育では、国の啓発用DVDの積極的な活用を図り、拉致問題への認識と理解を深める教育を進めます。

ウ 特定失踪者や拉致被害者の家族会などの活動支援を積極的に行います。

10 新潟水俣病被害者

（1）現状と課題

新潟水俣病被害者の問題は、新潟県固有の人権問題の一つです。新潟水俣病は、昭和電工鹿瀬工場が阿賀野川へ排出した工場排水に含まれていたメチル水銀によって、流域の住民に健康被害をもたらした公害です。また、この健康被害にかかわる被害者やその家族などに対する差別や偏見を生むという、深刻な人権問題をもたらしました。

学校教育において、人権問題の一つとして学習活動を進めています。小・中学校の社会科の学習では、環境問題（公害）として取り上げました。

さらに、人権問題として認識を深めるため、新潟市にある「環境と人間のふれあい館

「新潟水俣病資料館」の訪問、新潟県同和教育研究協議会の副読本「生きるⅢ・Ⅳ」に掲載されている水俣病患者の手記や新潟県が作成した資料集の活用などにより、各学校で学習をしています。

(2) 施策の方向性

- ア 新潟県固有の人権問題である新潟水俣病への正しい認識と理解を深め、人権尊重の理念を広めていくことに努めます。
- イ 子どもたちが、新潟水俣病への理解を深め、行動できるようにするためには、資料などを活用した学習活動が必要です。学校における人権教育の実践につなげられるよう、新潟水俣病に関する講座の実施などを検討します。

(3) 施策の内容

- ア 新潟水俣病の発生による差別や偏見の解消、人権が尊重される社会の実現に向け、広報・啓発活動を推進します。
- イ 学校教育では、各学校で教育実践がなされるよう、教職員への研修内容を検討し、新潟水俣病被害者の問題を長岡市・出雲崎町同和教育研修会で提供していきます。また、活字や写真などの資料の活用だけでなく、被害を受けた人の講演や学校における実践例の紹介などによる研修の場を設けます。

11 ホームレス

(1) 現状と課題

国は、2002（平成14）年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）」を施行し、ホームレスの自立支援に向けた各種施策に取り組んでいます。

本市では、ホームレスが確認された際は、状況に応じて、宿泊場所の一時的な提供、必要な医療の提供、自立意思のある者への生活保護の適用などを行ってきました。その結果、毎年実施している「ホームレス実態調査に関する全国調査」では、2014（平成26）年以降、本市においてホームレスは確認できませんでした。

しかし、経済雇用情勢が悪化すると、職を失い、住まいを失い、ホームレス状態になる人が増加することも予想されます。このため、ホームレス状態になることを未然に防ぐ施策が重要であり、安心して生活できる居住場所と就業機会の確保に努める必要があります。

(2) 施策の方向性

- ア ホームレス状態になることを未然に防ぐ施策として、2015（平成27）年に施行さ

れた生活困窮者自立支援法に基づき、住居確保給付金事業を実施していきます。

イ 関係機関と連携しながら、ホームレス状態にある人に対する相談・支援体制を充実していきます。

(3) 施策の内容

ア 離職者であって就労能力及び就労意欲のある人のうち、住宅を失っている人又は失うおそれのある人を対象に、賃貸住宅などの家賃として給付金を支給するとともに、再就職に向けた支援を行います。

イ 冬期間の低温注意報発令時などの緊急時には、民間宿泊所を借り上げ、一時的に宿泊場所を提供します。

ウ 急病などにより、医療機関入院・治療を要する場合は、医療費の支払いについて支援を行います。

エ 市の関係各課による情報交換会や関係機関による連絡会議を開催し、相談・支援体制の充実に努めます。

12 性的指向及び性自認等により困難を抱えている人

(1) 現状と課題

性については多様なあり方があります。自分の性別に対する違和感がなく性的指向^{※7}が異性に向かう人、性的指向が同性に向かう同性愛者（レズビアン、ゲイ）や男女両方に向かう両性愛者（バイセクシュアル）、生まれた時の法的・社会的性別とは違う性別で生きる人、生きたいと望む人（トランスジェンダー）、男女どちらにも恋愛感情や性愛の感情を抱かない人（アセクシュアル）、自分自身のセクシュアリティを決められない、わからない、決めたくない人（クエスチョニング）など、さまざまな性を生きる人がいます。代表的とされるものの頭文字をとってLGBTや性的マイノリティと言われることがあります。

当事者の人たちは、社会の中で偏見や無理解から差別を受け、また差別や偏見の対象になることを恐れて周囲に自分の性のあり方を打ち明けることができなかつたり、多数者の性のあり方のみを前提とした価値観を押し付けられて苦しんでいます。また、性の区分を前提とする社会生活上の不利益もあります。

しかし、今まで積極的に取り上げられることの少なかった多様な性のあり方について、社会的な関心が高まっています。

すべての人の性的指向、性自認^{※8}という特性について正しい理解や認識を深め、性の多様性が認められ、その人自身が自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を作っていく必要があります。

(2) 施策の方向性

- ア 周囲に知られるおそれや将来への不安などから一人で抱え込まないように、一緒に解決方法を考える相談の場を通じ、支援を行います。
- イ 社会において正しい認識が十分でないため、当事者やその家族が、周囲の人々の誤解や無理解による言葉や態度に傷つけられています。正しい知識と理解を広め、理解者や支援者を増やすとともに、性の多様性が尊重される環境づくりが重要です。

(3) 施策の内容

- ア 男女平等推進センターウィルながおかの相談室において、セクシュアリティに関する相談を受け付けます。また、当事者やその家族に相談室を知ってもらえるよう、周知を行います。
- イ 様々な悩みごとや困りごとに対応するため、研修を実施したり、講座に参加したりして、職員や相談員の知識と対応力を向上させます。
- ウ 理解と支援の輪を広げ、当事者の生きづらさを解消するため、市民啓発や環境づくりを進めていきます。

13 その他の人権問題

災害に起因する人権侵害

近年、国内では、台風や豪雨による水害や土砂災害、地震、大雪など様々な自然災害が頻発・激甚化しています。自然災害が発生した時には、高齢者をはじめ障害のある人や子ども、病人など特に配慮が必要な人は、避難行動や被災後の生活において多くの困難を抱えます。

2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災では、地震や津波災害、これらに伴う原子力発電所の事故により、多くの人々が長期の避難生活を強いられ、避難所などで高齢者や障害のある人、女性への配慮不足や被災者のプライバシーの保護が問題になりました。

また、被災者に対するいわれのない風評被害なども問題視され、児童生徒が避難先の学校でいじめを受けるなどの人権侵害も起こりました。

本市は、2019（令和元）年度の台風第19号や、2004（平成16）年度の7.13水害や中越大震災など度重なる被災経験から学んだ多くの教訓を生かし、防災施策に取り組んでいます。今後も災害時の要配慮者への配慮や被災者のプライバシーの保護、性別や性的指向^{※7}、性自認^{※8}などへの配慮に基づいた取り組みを推進します。

また、災害時の人権侵害を発生させないよう人権教育と啓発を推進していくことが必要です。

犯罪被害者やその家族

犯罪被害者やそのご家族は、命を奪われる（家族を失う）、怪我をするなどの直接的な被害だけでなく、事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮、捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やSNS^{※9}等による誹謗中傷、マスコミの取材、報道によるストレス、不快感など、被害後に生じる様々な問題（二次的被害）に苦しめられています。

犯罪被害者等が直面している困難な問題を打開し、その権利利益の保護を図るため、2005（平成17）年に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。

さらに、近年、県内外で凶悪事件が頻発し、二次的被害の防止等、犯罪被害者等支援の重要性が益々高まっている状況から、2021（令和3）年に「新潟県犯罪被害者等支援条例」が施行されました。

本市では、犯罪被害者等を支援するため、「犯罪被害者等支援総合窓口」を設置し、各種支援施策に関する情報提供や被害者等の状況に応じた関係機関・団体を紹介しています。

今後も、犯罪被害者等が受けた被害を回復・軽減し、安心して暮らすことができるよう、被害者等に寄り添い、温かく支えあう地域社会の実現を目指し、被害者等に対する支援と広報啓発に努めます。

刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見・差別は根強く、就職や住居の確保が困難等、社会復帰を目指す人たちにとって極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人等が円滑な社会復帰をするには、本人の強い意欲に併せて、周囲の人々や地域社会の理解と協力が必要です。

その他にも、アイヌの人々などさまざまな人権問題が存在しています。また、自殺に関する対策も求められています。これらの人権問題を解決し、すべての人の人権が尊重され、差別と偏見がなくなるよう、あらゆる機会を通して、市民一人ひとりが人権への正しい認識と理解を深められる人権教育と人権啓発に努めます。

第5章 人権施策推進に向けて

1 庁内推進体制の整備

社会情勢の変化に伴い、複雑化・多様化する人権問題に適切に対応するためには、庁内の各担当の専門的な対応と関連する部局間の緊密な連携体制が不可欠です。

そのため、本市の人権施策を全庁的な組織で総合的・効果的に推進するとともに、人権問題を検討・協議する「長岡市人権教育・啓発推進計画推進会議」を設置し、人権施策の調整及び総合的な推進を図ります。

2 関係機関との連携・協働

(1) 国・県等との連携

人権が尊重される社会を実現するためには、国、県、関係機関及び関係団体と共通認識のもと、協力し合うことが必要です。

このため、国と県はもとより、新潟地方法務局長岡支局、中越地域人権啓発活動ネットワーク協議会（中越地域の新潟地方法務局各支局、管内各人権擁護委員協議会及び本市を含む管内各市町村で構成）、長岡人権擁護委員協議会などの関係機関との連携を深め、情報の共有、事業の共催などを積極的に行い、地域の実態の把握に努め、効果的な人権教育と人権啓発を推進します。

(2) 事業者、NPO等との連携

本計画の実効性を高めるには、行政のみならず、事業者や人権問題の解決を目指すNPO^{※1}、人権関係団体などと協働で、人権教育と人権啓発の取り組みを積極的に行っていく必要があります。

このため、事業者やNPOなどへの情報提供を行うとともに、相互の交流を深め、市民協働で幅広い組織作りなど連携・協力体制の強化を図りながら、効果的な人権教育と人権啓発を推進します。

用語解説

※1 NPO

民間非営利団体(Non Profit Organization)のことで、営利を目的とせず継続的、自発的に社会貢献活動を行う団体。

※2 児童の権利に関する条約

1989（平成元）年の第44回国連総会において採択された子どもの基本的人権を国際的に保障する条約。2016（平成28）年5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、児童福祉法の第一条に児童の権利に関する条約の精神にのっとることが明示され、条約の基本理念が盛り込まれた。

※3 高校生による差別事件

長岡市内周辺の数校の高校生グループによるロックバンド演奏会のポスターに部落を差別する言葉が記されていた事件。この事件をきっかけに、新潟県同和教育研究協議会（県同教）結成の動きが始まった。

※4 長岡市・出雲崎町同和教育研究協議会

部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、真に人権尊重の社会を実現するために、長岡市の同和教育に関する研修、実践及び啓発の推進を目的として2013（平成25）年12月に設立。

2021（令和3）年3月に出雲崎町が加盟した。

※5 事前登録型本人通知制度

住民票の写しや戸籍謄本などを第三者へ交付したことを、事前に登録した方に通知する制度。2011（平成23）年に戸籍謄本や住民票の写しの不正取得事件が発覚し、全国的に第三者による住民票の写し等の不正請求が行われる事例が多発していることを受け、住民票の写し等の不正請求や不正取得を抑制し、個人の権利侵害の防止を図ることを目的に2015（平成27）年12月に導入した。

※6 HIV

ヒト免疫不全ウイルスのこと。HIVに感染しておこる病気をエイズといい、感染すると、身体を病気から守る免疫系が破壊されて、身体の抵抗力が低下し、さまざまな感染症や悪性腫瘍にかかる。

※7 性的指向

人の恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向（この指向については、

異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等の多様性がある)をいう。

※8 性自認

自分がどの性別であるかの認識（この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいる）のことをいう。

※9 SNS

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。

※10 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動のことで、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人目の目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示など、さまざまなものが含まれる。

※11 パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

※12 マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・身体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産などを理由とした解雇や雇い止め、自主退職の強要で不利益を被ったりするなどの不当な扱いを受けること。

※13 ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親密な関係にある者の間で行われる暴力をいう。暴力には身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、人との付き合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力、子どもを巻き込む暴力（面前DV）を含む。

※14 特定職業従事者

検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者の13の業種に従事する者。

※15 ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。生物学的性別（セックス／sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

※16 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

配偶者や恋人などからの暴力の防止、被害者の保護・支援を目的とした法律。

※17 ワーク・ライフ・バランス

やりがいや充実感を感じながら働き、仕事、家庭生活、地域生活などにおいて子育て期、中高年期などの人生の各段階に応じた多様な生き方を選択し、実現できること。

※18 長岡市DV防止ネットワーク

DVの未然防止や被害者を支援するため関係機関で構成するネットワーク。被害者が相談しやすく、どの機関でも適切な対応ができる連携体制などの協議を行う。

※19 長岡市要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づいて要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関で構成する協議会。児童虐待の防止、子育て支援の体制整備などの協議を行う。

※20 子育ての駅

保育士がいる子育て支援拠点施設で、単なる遊び場ではなく、保育、交流、相談、情報提供機能を有した施設。子育て世代だけでなく、世代、分野、文化を超えた人々が集い、交流できる場で、市内に13施設ある。

※21 意見表明権

自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利。児童の権利に関する条約第12条。

※22 ともしび運動

一人ひとりの持っている助け合いの気持ちを一つのともしびとして持ち寄り、それを大きく育て、高齢者や若者、障害のある人も、ない人も「ともに生きる仲間」として、ともに生きる社会づくりをめざす長岡市の運動。

※23 合理的配慮

障害のある人から何らかの助けを求める意思の表示があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

※24 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

移動円滑化のための目標値や施設管理者が講ずべき措置の設定などが定められている。

※25 寝た子をおこすな

同和問題を知らない人（寝た子）に人権学習をさせるな（おこすな）という意味で使われる表現。同和問題は自然になくなるという誤った意見から使われている。

※26 ハンセン病

1873（明治6）年にノルウェーのハンセン医師が発見したらい菌によって、主に皮膚や末梢神経などが侵される慢性感染症。らい菌が感染しても発病に至ることはまれで、仮に発病しても早期治療により完治が可能となっている。

資料

1	策定までの経過	5 5
2	世界人権宣言	5 6
3	日本国憲法	5 7
4	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	5 9
5	児童の権利に関する条約<子どもの権利条約>	6 1
6	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	6 4
7	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	6 9
8	部落差別の解消の推進に関する法律	7 1
9	長岡市同和教育基本方針	7 2
10	人権に関する市民意識調査（調査票）	7 4
11	主な人権相談窓口	9 4

1 策定までの経過

本計画の策定は、長岡市人権懇談会のご意見を伺いながら行いました。

・長岡市人権懇談会

回	開催日	議題
1	令和3年9月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の実施状況について ・市民意識調査の結果について ・計画改訂の趣旨、スケジュール等について ※講義「人権を巡る現状と長岡市人権教育・啓発推進計画改訂のポイント」 講師：新潟大学大学院 相庭和彦 教授
2	令和3年11月24日	・計画（改訂案）について
3	令和4年1月21日	・計画素案の検討について
4	令和4年3月18日	・計画（最終案）について

○長岡市人権懇談会委員

（座長、副座長、アドバイザーほかは50音順）

氏名	備考
（座長） 相庭 和彦	新潟大学大学院教育実践学研究科 教授
（副座長） 荻野 茂子	NPO 法人女のスペース・ながおか 代表理事
池野 宏子	長岡希望の会 会長
伊藤 恵理子	長岡地域振興局 健康福祉環境部医薬予防課保健予防係 係長
小田島 誠	長岡公共職業安定所 所長
草間 真由美	NPO 法人子どもの虐待防止ネット・にいがた 代表理事
高橋 正則	長岡市三島郡小・中・養護学校長会連絡協議会 会長
中曽根 勝彦	長岡人権擁護委員協議会 委員
本田 素子	社会福祉法人長岡福寿会 相談役
脇本 正評	部落解放同盟新潟県連合会 専門委員
（アドバイザー） 松尾 和浩	新潟県人権・同和センター 事務局長

2 世界人権宣言（抄）

（1948（昭和23）年12月10日国連総会採択）

前文

（略）

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

(略)

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

3 日本国憲法（抄）

(1946（昭和21）年11月3日公布)

(1947（昭和22）年5月3日施行)

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(略)

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべての公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任は問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

(略)

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の

協力により、維持されなければならない。

- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(略)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

以下 (略)

4 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(2000 (平成12) 年12月6日公布・施行)

(法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

5 児童の権利に関する条約（抄）〈子どもの権利条約〉

(1989（平成元）年11月20日国連総会採択)

(1994（平成6）年4月22日日本批准)

前文

この条約の締約国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかけない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーブ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）並びに児童の福祉に係る専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、

国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武

力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、

極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条

1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利

及び義務を尊重する。

第6条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

(略)

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
 - (a) 他の者の権利又は信用の尊重
 - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条

- 1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。
- 2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。
- 3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

以下 (略)

6 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）

（2013（平成25）年6月26日公布）

（2016（平成28）年4月1日施行）

（2021（令和3）年6月4日改正法公布）

（法律第65号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第7号、第10条及び附則第4条第1項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

- ニ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- ホ 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの
- ヘ 会計検査院
- 5 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 6 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（同法第21条第3号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- 7 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（国民の責務）

第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項
- 五 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置 (行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(略)

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

- 2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

(略)

(事業主による措置に関する特例)

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の定めるところによる。

第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。附則この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において

政令で定める日から施行する。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第17条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定め

る。

以下（略）

7 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 に関する法律

（2016（平成28）年6月3日公布・施行）

（法律第68号）

前文

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深める

とともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

8 部落差別の解消の推進に関する法律

(2016 (平成28) 年12月16日公布・施行)

(法律第109号)

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

- 2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解

消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

9 長岡市同和教育基本方針

同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等にかかわる問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。それは、同和対策審議会の答申にいうように、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

この問題の早急な解決に向け、行政のみならず市民の不断の努力が必要である。

[同和教育の推進にあたって]

同和問題を根本的に解決するには、教育の果たす役割は極めて大きい。

法の下での平等の原則に基づく人権尊重の精神を第一義として、同和問題の本質を正しく認識し、いわれのない差別を許さない社会の実現に取り組む市民を育成する。

[社会教育における同和教育]

同和問題についての正しい認識を身につけ、解決への実践力を高め、日常生活の中で差別や偏見のない、心豊かな市民が育つまちづくりを推進する。

(1) 県及び関係機関との連携・協力

学校教育と社会教育の連携を深め、県及び関係機関が行う各種大会に可能な限り参加し、同和教育の推進に努める。

(2) 関係職員の研修の充実

同和問題について、深い認識と理解をもつ関係職員の養成と資質を高めるための研修会の開催及び各種研修会への参加に努める。

(3) 啓発活動の促進

同和問題について、市民が正しい認識と理解を得るよう啓発用の印刷物の作成・配布をはじめ、あらゆる機会をとらえて啓発活動に努める。

(4) 同和問題に関する学習の機会の拡充

同和問題に対する正しい認識を高めるため、公民館活動などの研修機会を利用して学習機会の拡充に努める。

[学校教育における同和教育]

差別をしない、差別をさせない、差別を許さない児童生徒を育成する。

(1) 全体計画をもとにした指導実践

各学校で教育課程への位置づけを明確にし、学校全体で取組を行う。

(2) 校内同和教育推進体制の確立

同和担当を中心に、基本的人権を守る研修を充実させる。
道徳、特別活動の担当との連携を密に取り組む。

(3) 職員研修の充実

長岡市同和教育研修会の実施

初任者研修会の実施

(4) 関係機関との連携と研修会への参加

社会教育と学校教育の連携を深め、県及び関係機関が行う各種大会に可能な限り参加し、同和教育の推進に努める。

平成7年4月

長岡市教育委員会

長岡市 人権に関する市民意識調査 ご協力をお願い

市民の皆様には、日頃から、市政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。さて、長岡市では、人権が尊重されるまちづくりをめざして、人権に関するさまざまな施策に取り組んでいます。

このたび、人権に関する施策をより効果的に推進していくために、市民の皆様の人権に関する意識について調査を行うことといたしました。この調査は、18歳以上の長岡市民の中から無作為に抽出された2,000名の方を対象に実施するものです。

調査票は無記名となっており、回答の内容が公表されることは決してありません。また、調査目的以外には絶対に使用しませんので、日頃のお考えをそのままお書きくださるようお願いいたします。

お手数をおかけしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和3年6月
長岡市長 磯田 達伸

— ご記入にあたってのお願い —

1. **封筒の宛名のご本人がお答えください。**本人による記入が困難な場合は、ご家族などがご本人から聞き取って代筆してください。
2. お答えは、この「調査票」に直接記入してください。
3. 調査票、返信用封筒には住所、氏名を記入する必要はありません。
4. 回答については、あなたのお考えに近いものを選んで、できるだけ「○」をつけてください。なお、質問によって「○」の数が異なりますので、ご注意ください。
5. ご記入が済みしたら、同封の返信用封筒へ入れて **7月21日（水曜日）までに**ご投函ください。**（切手は不要です。）**

【お問い合わせ先】

長岡市市民協働推進部人権・男女共同参画課
〒940-0062 新潟県長岡市大手通2丁目2番地6 ながおか市民センター2階
電話：0258-39-2746 / F A X：0258-39-2747
Eメール：will@city.nagaoka.lg.jp

じんけんぜんぱん
1. 人権全般についておたずねします。

問1 あなたは、人権に関心がありますか。

◆あてはまる番号に1つ○をつけてください。

1. かなり関心がある
2. どちらかといえば関心がある
3. どちらかといえば関心がない
4. まったく関心がない

問2 あなたは、人権が守られていると思いますか。

◆それぞれあてはまる番号に1つ○をつけてください。

(1) あなた自身の人権について

1. よく守られている
2. だいたい守られている
3. あまり守られていない
4. 守られていない

(2) 社会全体について

1. よく守られている
2. だいたい守られている
3. あまり守られていない
4. 守られていない

問3 日本の社会には、人権に関わる課題がいろいろありますが、あなたは、どの人権問題に関心がありますか。

◆あてはまる番号にすべて○をつけてください。

1. 子どもにかかわる人権問題
2. 女性にかかわる人権問題
3. 高齢者にかかわる人権問題
4. 障害のある人にかかわる人権問題
5. 同和地区（被差別部落）出身者にかかわる人権問題
6. 外国人市民等にかかわる人権問題
※ 外国人市民等には外国人市民のほか両親のいずれかが外国籍である子や日本国籍取得者なども含みます。
7. アイヌの人々にかかわる人権問題
8. エイズ患者、HIV感染者、新型コロナウイルス感染者等にかかわる人権問題
※ エイズ、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）については、15ページの説明をご覧ください。
9. ハンセン病患者、元患者や家族にかかわる人権問題
10. 新潟水俣病被害者や家族にかかわる人権問題
11. ホームレス（路上生活）状態にある人にかかわる人権問題
12. 性的マイノリティ（LGBT等）にかかわる人権問題
13. 刑を終えて出所した人にかかわる人権問題
14. 犯罪被害者やその家族にかかわる人権問題
15. 拉致被害者や特定失踪者とその家族にかかわる人権問題
16. インターネット上での人権問題
17. その他（)
18. 特にない

問4 あなたが、もし自分の人権を侵害された場合、まずどのような対応をしますか。

◆あてはまる番号に1つ○をつけてください。

1. 家族や親せきに相談する
2. 友人に相談する
3. 職場の同僚・上司などに相談する
4. 相手に抗議するなど自分自身での解決に向けた努力をする
5. 弁護士に相談する
6. 法務局や人権擁護委員に相談する
7. 民生委員・児童委員や主任児童委員に相談する
8. 県や長岡市に相談する
9. 警察に相談する
10. NPO（非営利団体）などの民間団体に相談する
11. 新聞社などのマスコミに通報する
12. 誰にも相談せず我慢する
13. その他（)
14. 特になにもしない

問5 本人の知らないところで第三者が勝手に本籍、出生、家庭環境、国籍、資産などを調べたことを身元調査といいます。第三者が本人の了承を得ないで身元調査を行うことについて、あなたはどのように考えますか。

◆あてはまる番号に1つ○をつけてください。

1. 身元調査をすることは当然のことだと思う
2. よくないことだと思うが、ある程度はしかたがないことだと思う
3. どちらかといえば、行うべきではない
4. 個人情報の漏えい、人権侵害、差別につながるので行うべきではない
5. わからない

2. 女性の人権に関する問題についておたずねします。

問6 あなたが、「女性の人権が特に守られていない」と思われるのは、どのようなことですか。
◆あてはまる番号に**3つ以内**で○をつけてください。

1. 「男は仕事、女は家庭にいるべき」「女だから〇〇すべき」といった意識や考え方を押しつけられること
2. 就職時の採用条件、仕事の内容、給料の男女差など、職場における男女の待遇^{たいぐう}の違いがあること
3. 職場、地域、学校などにおけるセクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)を受けること
4. 職場、地域、家庭などでの方針を決めるときに女性の意見が聞かれないこと
5. 結婚、妊娠、出産、不妊、育児などについて、まわりの人からとやかく言われること
6. 妊娠・出産を理由に解雇や配置転換、契約打ち切りなどのマタニティ・ハラスメントを受けること
7. 夫や恋人などからの女性に対する暴力(なぐる、ひどいことを言われる、行動を見張られる、性行為を強要されるなど)があること
8. 売春・買春(いわゆる「援助交際」を含む)
9. テレビ、ビデオ、雑誌、インターネットなどによるわいせつ情報
10. 女性にとって不平等な慣習やしきたりがあること
11. その他 ()
12. 特にない
13. わからない

問7 あなたは、女性の人権を守るために、特にどのようなことが必要だと思えますか。
◆あてはまる番号に**3つ以内**で○をつけてください。

1. 女性のための相談・支援体制を充実させる
2. 夫や恋人からの暴力など、女性に対する人権侵害への救済策^{きゅうさいさく}を充実させる
3. 女性の人権を守るための広報・啓発活動を推進する
4. 女性が被害者となる犯罪の取締りや被害者への支援を強化する
5. 働く場で、男女を平等に扱うよう働きかける
6. 男女ともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を充実させる
7. さまざまな意思決定^{いしけつてい}や方針決定の場への女性の参画^{さんかく}を進める
8. 男女平等に関する学校教育、社会教育、家庭教育を拡充させる
9. 特にメディア・リテラシー(メディアからの情報を主体的に読み解き、自ら発信する力)に関する教育を充実させる
10. マスコミ等が紙面、番組、広告などの内容に配慮するなどの自主的な取組を進める
11. その他 ()
12. 特にない
13. わからない

3. 子どもの人権に関する問題についておたずねします。

問8 あなたが、「子どもの人権が特に守られていない」と思われるのは、どのようなことですか。

◆あてはまる番号に3つ以内で○をつけてください。

1. 親・同居者がしつけのつもりで体罰を与えること
2. 親・同居者が虐待ぎゃくたいしたり、無視したり、面倒をみなかったりすること
3. 子どもの前で、夫婦・パートナーの間の暴力があること
4. 子ども同士の「暴力」、「仲間はずし」、「無視」などのいじめがあること
5. いじめられている人が見て見ぬふりをされること
6. 進学先や就職先の選択などについて、大人が子どもの意見を無視したり、自分の考えを押しつけたりすること
7. 教師が、体罰を行ったり、性的な言動や不快な言動を行ったりすること
8. 児童買春、児童ポルノなどがあること
9. 性的犯罪の被害を受けること
10. その他 ()
11. 特にない
12. わからない

問9 あなたは、いじめの問題についてどのように思いますか。

◆あてはまる番号に1つ○をつけてください。

1. いじめる人が悪い
2. いじめる人が悪いが、いじめられる人にも問題がある場合もある
3. いじめる人が悪いが、いじめられる人も悪い
4. いじめられる人が悪い
5. わからない

問10 あなたは、子どもの人権を守るために、特にどのようなことが必要だと思いますか。

◆あてはまる番号に3つ以内で○をつけてください。

1. 親、家族、子どものための相談・支援体制を充実させる
2. 児童虐待^{じどうぎゃくたい}やいじめの予防・解決・支援策を充実させる
3. 子どもの人権を守るための広報・啓発活動を推進する
4. 子どもが被害者となる犯罪の取締りを強化する
5. 子どもの人権に関する学校教育、社会教育、家庭教育を充実させる
6. 体罰禁止を徹底させる
7. 他人への思いやりの心を育む
8. 校則や規則を緩やか^{ゆる}にする
9. 教師等の人間性及び資質の向上を図る
10. 進路等で子どもの意思を尊重（個性を尊重）する
11. 地域の人々が子どもへの関心を持つ（地域での見守り体制を充実する）
12. 家族の信頼関係を築く
13. マスコミ等が紙面、番組、広告などの内容に配慮^{はいりよ}するなどの自主的な取組を進める
14. その他（）
15. 特にない
16. わからない

4. 高齢者の人権に関する問題についておたずねします。

問11 あなたが、「高齢者の人権が特に守られていない」と思われるのは、どのようなことですか。

◆あてはまる番号に**3つ以内**で○をつけてください。

1. 高齢者の働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと
2. 悪徳商法あくとくしょうぼうにねらわれることが多いこと
3. 高齢者がじゃま者扱いされること
4. 高齢者がひどいことを言われたり、暴力を振るわれること
5. 高齢者の意見や行動が尊重されないこと
6. ひとり暮らしなどの高齢者に生活に必要な情報が十分に伝わらないこと
7. 家族が世話をすることを避けること
8. 高齢者の金銭を勝手に使い込まれること
9. 病院や福祉施設において、高齢者が不十分な対応ぎやくたいや虐待ぎやくたいをされること
10. 道路の段差解消、エレベーターの設置など、高齢者が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいないこと
11. その他 ()
12. 特にない
13. わからない

問12 あなたは、高齢者の人権を守るために、特にどのようなことが必要だと思えますか。

◆あてはまる番号に**3つ以内**で○をつけてください。

1. 高齢者のための相談・支援体制を充実させる
2. 高齢者に対する人権侵害への救済策きゅうさいさくを充実させる
3. 高齢者の人権を守るための広報・啓発活動を推進する
4. 高齢者の人権に関する学校教育、社会教育、家庭教育を充実させる
5. 高齢者が自立して生活しやすい環境を整備する
6. 高齢者の就業機会しゅうぎょうきかいを確保する
7. 高齢者に配慮はいりよした防犯、防災対策を強化する
8. 高齢者と他の世代との交流を進める
9. 地域での見守り体制を充実させる
10. 病院や福祉施設における、十分な対応と虐待防止ぎやくたいを徹底させる
11. 公共的な施設のバリアフリー化（段差などの障壁しょうへきをなくすること）を進める
12. その他 ()
13. 特にない
14. わからない

5. 障害のある人の人権に関する問題についておたずねします。

問13 あなたが、「障害のある人の人権が特に守られていない」と思われるのは、どのようなことですか。

◆あてはまる番号に**3つ以内**で○をつけてください。

1. 障害のある人に対する人々の理解が不十分なこと
2. 障害のある人がじろじろ見られたり、避けられたりすること
3. 障害のある人の意見や行動が尊重されないこと
4. スポーツ活動や文化活動などへ気軽に参加できないこと
5. 学校の受け入れ体制が不十分なこと
6. アパートへの入居が困難なこと
7. 働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと
8. テレビ・映画の字幕や場面説明が不十分なこと
9. 道路の段差解消、エレベーターの設置、その他障害のある人が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいないこと
10. 点字での案内表示、手話通訳、音声ガイドなどの体制が整っていないこと
11. その他 ()
12. 特にない
13. わからない

問14 あなたは、障害のある人の人権を守るために、特にどのようなことが必要だと思いますか。

◆あてはまる番号に**3つ以内**で○をつけてください。

1. 障害のある人のための相談・支援体制を充実させる
2. 障害のある人に対する人権侵害への救済策を充実させる
3. 障害のある人の就業機会を確保する
4. 障害のある人とない人が一緒に学習できる学校教育を進める
5. 公共的な施設のバリアフリー化（段差などの障壁をなくすること）を進める
6. 障害のある人とない人が一緒に地域活動ができる機会を確保する
7. 障害のある人の人権を守るための広報・啓発活動を推進する
8. 障害のある人の人権に関する学校教育・社会教育・家庭教育を充実させる
9. 福祉施設を充実させる
10. 障害のある人に配慮した防犯、防災対策を強化する
11. 障害のある人とない人の交流を促進する
12. その他 ()
13. 特にない
14. わからない

6. 同和問題についておたずねします。

※ 同和問題（部落問題）とは、同和地区（被差別部落）の住民や出身者が、人生や日常生活のさまざまな面で差別を受けるなど、基本的な人権が侵害されている重大な社会問題です。以下、同和問題、同和地区と表現します。

問15 あなたは、日本の社会にいまだに同和問題や同和地区があることを知っていますか。

◆あてはまる番号に1つ○をつけてください。

1. 知っている ⇒ 「問16」にお進みください。
2. 知らない ⇒ 「問18」にお進みください。

問16 問15で「1. 知っている」と回答した方にお聞きします。

あなたが、同和問題や同和地区について、はじめて知ったのは、いつ頃ですか。

◆あてはまる番号に1つ○をつけてください。

1. 小学校入学前
2. 小学生のとき
3. 中学生のとき
4. 15歳～18歳未満（高校生のとき）
5. 18歳～20歳未満
6. 20歳～30歳未満
7. 30歳以上
8. はっきりおぼえていない

問17 問15で「1. 知っている」と回答した方にお聞きします。

あなたが、同和問題や同和地区について、はじめて知ったきっかけは、何ですか。

◆あてはまる番号に1つ○をつけてください。

1. 家族から聞いた
2. 親せきの人から聞いた
3. 近所の人から聞いた
4. 学校の友だちや先輩・後輩から聞いた
5. 学校の授業で教わった
6. 職場の人から聞いた
7. テレビ・ラジオ・新聞・本・インターネットなどで知った
8. 同和問題の集会や研修会で知った
9. 県や市町村の広報誌などで知った
10. はっきりおぼえていない
11. その他（)

問18 あなたのまわりで、同和地区の人を嫌^{いや}がったり、避^さけたりする意識があると思いますか。

◆あてはまる番号に1つ○をつけてください

1. ない
2. ほとんどない
3. ある
4. 強くある
5. わからない

問19 あなたは、自分自身に、同和地区の人を嫌^{いや}がったり、避^さけたりする意識があると思いますか。

◆あてはまる番号に1つ○をつけてください

1. ない
2. ほとんどない
3. ある
4. 強くある
5. わからない

問20 あなたは、親しい友人から「〇〇さんは同和地区出身だ」と言われたとき、どのように対応しますか。

◆あてはまる番号に1つ○をつけてください。

1. 人権侵害でありよくないと言う
2. 批判がましいことは言わない
3. つい「そうか」と言ってしまう
4. その他 ()
5. わからない

問21 あなたは、親しく付き合っている隣近所の人と同和地区出身とわかった場合、どうしますか。

◆あてはまる番号に1つ○をつけてください。

1. これまでと同じように付き合う
2. 表面的には付き合うが、できるだけ避^さける
3. 付き合いはやめる
4. その他 ()
5. わからない

問22 既婚の方のみお答えください。

仮に、あなたのお子さんが結婚しようとする相手が、同和地区出身者であるとわかった場合、あなたは、どうすると思いますか。

◆あてはまる番号に1つ○をつけてください。

1. 子どもの意志を尊重する
2. 子どもの意志が強ければやむを得ない
3. 家族・親せきの反対があれば認めない
4. 絶対に認めない
5. わからない

問23 未婚の方のみお答えください。

仮に、あなたが、同和地区出身の人と結婚しようとしたとき、家族や親せきから強い反対を受けた場合、あなたは、どうすると思いますか。

◆あてはまる番号に1つ○をつけてください。

1. 自分の意志を貫いて結婚する
2. 家族を説得して結婚する
3. 家族・親せきの反対があれば結婚しない
4. 絶対に結婚しない
5. わからない

問24 同和問題について「そっとしておけば部落差別は自然になくなる」という意見があります。この意見に対して、あなたはどう思いますか。

◆あてはまる番号に1つ○をつけてください。

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない
4. そう思わない
5. わからない

問25 あなたは、同和問題を解決するために、特にどのようなことが必要だと思いませんか。

◆あてはまる番号に3つ以内で○をつけてください。

1. 同和問題にかかわる人権相談や生活相談などを充実させる
2. 人権救済策^{きゅうさいさく}を充実させる
3. 学校や地域、企業における人権・同和教育を推進する
4. 広報紙・誌の発行や人権講演会の開催など、人権啓発を推進する
5. 市民一人ひとりが同和問題について、正しい理解を深めるように努力する
6. 差別事件については、行政が積極的にかかわり、関係者に正しい認識と理解を深める努力をする
7. その他（)
8. わからない

7. 外国人市民等の人権に関する問題についておたずねします。

問26 あなたが、「外国人市民等の人権が特に守られていない」と思われるのは、どのようなことですか。

◆あてはまる番号に**3つ以内**で○をつけてください。

1. 外国人市民等が、じろじろ見られたり、避けられたりすること
2. 外国人市民等の意見や行動が尊重されないこと
3. 外国人市民等が差別的な発言や行動、ヘイトスピーチを受けること
※ ヘイトスピーチとは、一般的に「憎悪に基づく差別的な言動」を意味し、外見上の特徴、国籍、人種、民族、出生、性別、職業、思想、宗教などの違いを理由に、暴力、暴言、誹謗中傷、差別発言や書き込みなどを行い、差別したり、差別をあおったり、侮辱したりする行為のことです。
4. 住宅への入居が困難なこと
5. 働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと
6. 納税の義務があっても^{さんせいけん}参政権がないこと
7. 公務員に応募できない場合があること
8. 施設・道路・公共交通機関などに、外国人市民等にもわかりやすい^{ひょうき}表記が少ないこと
9. 外国人市民等にに対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ないこと
10. 近隣や地域の人とのふれあいや、理解を深める機会が少ないこと
11. その他 ()
12. 特にない
13. わからない

問27 あなたは、外国人市民等の人権を守るために、特にどのようなことが必要だと思えますか。

◆あてはまる番号に**3つ以内**で○をつけてください。

1. 外国人市民等が相談することができる場を増やす
2. 外国人市民等が、市政に意見や要望を提起できる場を増やす
3. 外国人市民等への情報提供を充実させる
4. 外国人市民等の人権を守るための広報・啓発活動を推進する
5. 外国人市民等のための日本語教室を拡充させる
6. 外国人市民等のための福祉・医療などの制度を充実させる
7. 外国人市民等と日本人の相互理解と交流を進める
8. その他 ()
9. 特にない
10. わからない

8. 新型コロナウイルス感染症をめぐる人権問題についておたずねします。

問28 あなたが、「新型コロナウイルス感染症の患者等の人権が特に守られていない」と思われるのは、どのようなことですか。

◆あてはまる番号に**3つ以内**で○をつけてください。

1. 新型コロナウイルス感染症についての正しい理解がなされていないこと
2. 患者や感染者、その家族等のプライバシーが守られていないこと
3. 就職の際や職場・学校等において不利な扱いを受けること
4. 患者や感染者、その家族等が差別的な発言や行為を受けること
5. 医療従事者やその家族等が差別的な発言や行為を受けること
6. 患者や感染者、その家族等の相談・支援体制が十分でないこと
7. マスメディアやSNSで、興味本位であったり、不確実であったり、予断と偏見に満ちた情報が拡散されること
8. その他（）
9. 特にない
10. わからない

問29 新型コロナウイルス感染症の患者やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷やプライバシーの暴露といったインターネット上の差別的な書き込みなどの人権侵害に対して、あなたのお考えに近いものはどれですか。

◆あてはまる番号**1つ**に○をつけてください。

1. あってはならない
2. あるのはしかたがない
3. あるのは当然である
4. わからない

問30 あなたは、新型コロナウイルス感染症の患者等の人権を守るために、特にどのようなことが必要だと思いますか。

◆あてはまる番号に**3つ以内**で○をつけてください。

1. 患者等のプライバシー保護を徹底する
2. 市民一人一人が新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身につける
3. 患者等への^{へんげん}偏見や差別をなくすため、これまでの感染症に学び、広報・啓発活動を推進する
4. 正しい知識を義務教育の中でも身に付けさせる
5. 患者や家族等のための相談・支援体制を充実させる
6. 行政や医療機関等が連携し、マスメディアやSNSで、不確かな情報が流れないように規制する
7. 患者等への人権侵害に対する救済策を強化する
8. その他（）
9. 特にない
10. わからない

9. HIV感染者等をめぐる人権問題についておたずねします。

※ HIV（ヒト^{めんえきふぜん}免疫不全ウイルス）に感染して起こる病気をエイズといい、感染すると、身体を病気から守る^{めんえきけい}免疫系が破壊されて、身体の抵抗力が低下し、様々な感染症や^{あくせいしゅよう}悪性腫瘍にかかってしまうものです。

問31 あなたが、「HIV感染者等の人権が特に守られていない」と思われるのは、どのようなことですか。

◆あてはまる番号に**3つ以内**で○をつけてください。

1. HIVやエイズについての正しい理解がなされていないこと
2. HIV感染者等のプライバシーが守られていないこと
3. 就職の際や職場において不利な扱いを受けること
4. 病院での治療や入院を断られること
5. 結婚を断られたり、周囲から結婚に反対されること
6. 無断でエイズ検査などをされること
7. 差別的な発言や行動をされること
8. その他（)
9. 特にない
10. わからない

問32 あなたは、HIV感染者等の人権を守るために、特にどのようなことが必要だと思えますか。

◆あてはまる番号に**3つ以内**で○をつけてください。

1. プライバシーに^{はいりよ}配慮した医療体制や、カウンセリング体制を充実させる
2. HIV感染者等への^{へんけん}偏見や差別をなくすための広報・啓発活動を推進する
3. HIVやエイズに関する正しい知識を義務教育の中でも身に付けさせる
4. HIV感染者等を支援するため、行政、医療機関、NGO等によるネットワーク化を進める
5. HIV感染者等の生活支援をする
6. HIV感染者等の治療費を援助する
7. その他（)
8. 特にない
9. わからない

10. ホームレス（路上生活）状態にある人をめぐる人権問題についておたずねします。

問33 あなたは、ホームレス（路上生活）状態にある人に対して、嫌がらせや暴力などの人権問題が発生していることを知っていますか。

◆あてはまる番号にすべてに○をつけてください。

1. 実際に^{もくげき}目撃したことがある
2. テレビ・ラジオ・新聞・本・インターネットなどで知っている
3. 人から聞いたことがある
4. あまり良く知らない
5. 知らない

問34 あなたは、ホームレス（路上生活）状態にある人の人権を守るために、特にどのようなことが必要だと思えますか。

◆あてはまる番号に1つ○をつけてください。

1. ホームレス状態にある人のための相談・支援体制を充実させる
2. ホームレス状態にある人の人権を守るための広報・啓発活動を行う
3. ホームレス状態にある人が自立して生活できるよう支援する
4. ホームレス状態にある人が社会復帰できるまでの生活を支援するための施設を充実させる
5. その他（）
6. 特にない
7. わからない

11. 性的マイノリティ（LGBT等）をめぐる人権問題についておたずねします。

問35 あなたは、性的少数者、性的マイノリティ、LGBTといういずれかの言葉を聞いたことがありますか。

◆あてはまる番号に1つをつけてください。

1. 言葉は聞いているし、意味も知っている
2. 言葉は聞いているが、意味は知らない
3. 言葉も聞いたことがないし、意味も知らない

問36 あなたが、「性的マイノリティ（LGBT等）の人権が守られていない」と思われるのは、どのようなことですか。

◆あてはまる番号に1つをつけてください。

1. 職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること
2. 就職の際や職場において不利な扱いを受けること
3. 差別的な言動をされること
4. アパート等への入居を拒否されること
5. 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること
6. じろじろ見られたり、避けられたりすること
7. その他（)
8. 特にない
9. わからない

問37 あなたは、性的マイノリティ（LGBT等）の人権を守るために、特にどのようなことが必要だと思いますか。

◆あてはまる番号に1つをつけてください。

1. 啓発・広報活動の推進
2. 相談・支援体制の充実
3. 学校における理解の促進
4. 職場における理解の促進
5. 法令の制定や制度の見直し
6. 当事者同士が集まる交流の場をつくる
7. パートナーシップ制度の導入

※ パートナーシップ制度とは、自治体が法律上婚姻できない同性カップルなどを、条例や要綱でカップルとして公認する制度のことです。法的な拘束力はありませんが、公営住宅への入居が認められるなど、その自治体の中において一定の効力が期待できます。

8. その他（)
9. 特にない
10. わからない

12. インターネット上での人権問題についておたずねします。

問38 あなたは、インターネット上の人権侵害として、特にどのようなことが心配されますか。

◆あてはまる番号に**3つ以内**で○をつけてください。

1. 他人を誹謗中傷する表現など、人権を侵害する情報が掲載されていること
2. 出会い系サイトなどが犯罪を誘発する場となっていること
3. わいせつ画像や残酷な画像など有害な情報が掲載されていること
4. 個人情報の流出などの問題が多く発生していること
5. 情報発信者が匿名の場合が多いため、利用者の倫理観が低下しやすいこと
6. 情報発信者が匿名の場合は被害者が救済されにくいこと
7. 悪質商法によるインターネット取引での被害が拡大していること
8. その他 ()
9. 特にない
10. わからない

問39 あなたは、インターネット上の人権侵害をなくすために、特にどのようなことが必要だと思いますか。

◆あてはまる番号に**3つ以内**で○をつけてください。

1. インターネット利用者に対して教育・啓発活動を推進する
2. 不適切な情報発信者に対する監視・取締りを強化する
3. 書き込みをした人に直接指摘する
4. プロバイダや掲示板などの管理者に対して、情報の停止・削除を求める
※ プロバイダとは、インターネットに接続するためのサービスを提供する企業などのことです。
5. 法務局など相談機関に相談する
6. 規制・罰則の強化
7. 違反者への再発防止を図る取組みを進める
8. その他 ()
9. 特にない
10. わからない

13. 人権を守るための活動についておたずねします。

問40 あなたは、人権問題に関する講演会や研修会、イベントなどに参加したことがありますか。
◆あてはまる番号に1つ○をつけてください。

1. 積極的に参加している
2. 積極的ではないが参加している
3. ほとんど参加していないが、参加したいと思っている
4. 参加したことがない
5. 参加したいと思わない

問41 あなたは、長岡市がめざしている「互いの人権を認め、尊重しあう社会」を実現するためには、今後、特にどのような取組が必要だと思いませんか。
◆あてはまる番号に3つ以内で○をつけてください。

1. 人権擁護じんけんようごについての啓発活動を推進する
2. 学校の人権・同和教育を充実させる
3. 人権相談窓口（電話相談含む）を充実させる
4. 人権に関する総合窓口もろを設ける
5. 人権侵害被害者のためのシェルター（避難所）を設置する
6. 審議会などにおいて、女性や障害のある人などの委員を増やす
7. 人権にかかわる活動をしているNPO法人や市民活動団体を援助する
8. 差別・人権侵害の禁止についてさらに周知する
9. 人権擁護委員じんけんようごいいんの活動を充実させる
10. 人権侵害の被害者を救済きゅうさいする仕組みをつくる
11. その他（)
12. 特に何かする必要はない
13. わからない

14. あなた自身のことについておたずねします。

問42 あなたの性別は
◆あてはまる番号に1つ○をつけてください。

1. 女性
2. 男性
3. 選択しない

問43 あなたの年齢は
◆あてはまる番号に1つ○をつけてください。

1. 10歳代
2. 20歳代
3. 30歳代
4. 40歳代
5. 50歳代
6. 60歳代
7. 70歳代
8. 80歳以上

以上で質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

最後に、人権問題について、普段から考えておられることや感じておられることなどがありましたら、下の欄にご自由にお書きください。

ご記入いただいた「調査票」は、同封した返信用封筒へ入れ、
7月21日（水曜日）までにご投函ください。（切手は不要です。）

11 主な人権相談窓口（令和4年1月現在）※相談日時などは変更する場合があります

（市外局番のないものは、0258を省略しています。市外局番0258以外の地域からかける場合は、市内でも0258が必要です。）

相談種別	日時	場所・電話	内容	相談方法	
				電話	面接
法務局 人権相談	月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	新潟地方法務局長岡支局（千歳1） Tel 0570-003-110（全国共通）		○	○
インターネット 人権相談	24時間受付 （インターネットから相談を申し込み、後日メール、電話、面談により回答）	法務省（新潟地方法務局人権擁護課） ● 大人用 https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/O101.html ● 子ども用 https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/O101.html	差別、いやがらせ、いじめなど人権に関する相談	—	—
女性の人権 ホットライン	月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	新潟地方法務局人権擁護課 Tel 0570-070-810（全国共通）	職場、家庭における男女差別、セクシュアル・ハラスメント、DVなど女性の人権に関する相談	○	—
DV相談	月～金曜日 午前10時～午後5時 （受付は午後4時30分まで、水曜日は午後7時まで） 土曜日 午前9時～午後4時 （受付は午後3時30分まで）	長岡市配偶者暴力相談支援センター Tel 33-1233	DV相談・カウンセリング・自立支援など	○	○ 予約優先
ウィル なが お か 相 談 室	一般相談	男女平等推進センター ウィルながおか （大手通2・ ながおか市民センター2階） 相談専用Tel 39-9357	夫婦、家族の悩みなど （女性相談員が対応）	○	○ 予約優先
	仕事・ 職場の悩み （専門相談）				
子どもの人権 110番	月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	新潟地方法務局人権擁護課 Tel 0120-007-110（全国共通）	いじめ、体罰、不登校、虐待など子どもの人権に関する相談	○	—
児童虐待などの 相談	月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	要保護児童対策地域協議会事務局 （幸町2・さいわいプラザ6階） Tel 39-0889	子どもへの虐待など要保護児童に関する事	○	○
子ども・青少年 相談センター	月～金曜日 午前9時～午後6時	教育センター（三和2） Tel 32-3663 Eメール（メールは随時受付） kodomo-soudan@city.nagaoka.lg.jp	学習や行動の悩み、不登校、いじめ、発達など	○	○ 予約制
子ども サポートコール	月～金曜日 午前9時～午後4時	学校教育課内 （幸町2・さいわいプラザ4階） Tel 39-2216	子どもの心配ごと（いじめ、不登校、非行、児童虐待など）	○	—

第2次長岡市人権教育・啓発推進計画

令和4年3月

発行：長岡市

編集：長岡市市民協働推進部人権・男女共同参画課

(令和4年4月1日～ 地方創生推進部)

〒940-0062

長岡市大手通2丁目2番地6 ながおか市民センター2F

電話：0258-39-2746 FAX：0258-39-2747

E-mail：will@city.nagaoka.lg.jp